

< 資 料 編 >

・簡易予測による土砂の堆積と濁りの拡散の検討例

<条件(想定)>

- ①投入範囲A=500m(直径500mの円)
- ②投入土砂量Q=120,000m<sup>3</sup>/年
- ③1回当たりの投入量q=2000m<sup>3</sup>
- ④土砂の中央粒径d<sub>50</sub>=0.10
- ⑤土砂のシルト・粘土分の割合=45%
- ⑥投入に使用する船舶の種類:2000m<sup>3</sup>積み土運船
- ⑦投入海域の水深D=平均40m
- ⑧投入海域の流速v=0.1m/s
- ⑨SS濃度の目安=バックグラウンド+5mg/L

1. 平均堆積厚の推定

<使用条件>

- ①投入範囲A=500m(直径500mの円)
- ②投入土砂量Q=120,000m<sup>3</sup>/年
- ④土砂の中央粒径d<sub>50</sub>=0.10→細砂
- ⑥投入に使用する船舶の種類:2000m<sup>3</sup>積み土運船
- ⑦投入海域の水深D=平均40m

手順1:水深40mの海域で細砂を2000m<sup>3</sup>積の土運船で1回投入した場合、簡易予測図 図4-1(3)(p.41参照)より 堆積幅B=340m

手順2:直径500mの投入範囲の境界線上から、土砂を投入した場合を想定した影響想定海域の範囲は、図-1のとおり直径840mの円となる。従って、その面積Sは、約529,200m<sup>2</sup>となる。  
( $S = \pi \times 420 \times 420 = 3 \times 420 \times 420 = 529,200$ )

手順3:影響想定海域Sの範囲内に年間120,000m<sup>3</sup>の土砂が投入される。従って、年間の平均体積厚Hは、約23cmとなる。  
( $H = Q / S = 120,000 / 529,200 = 0.227\text{m} = \text{約}23\text{cm}$ )

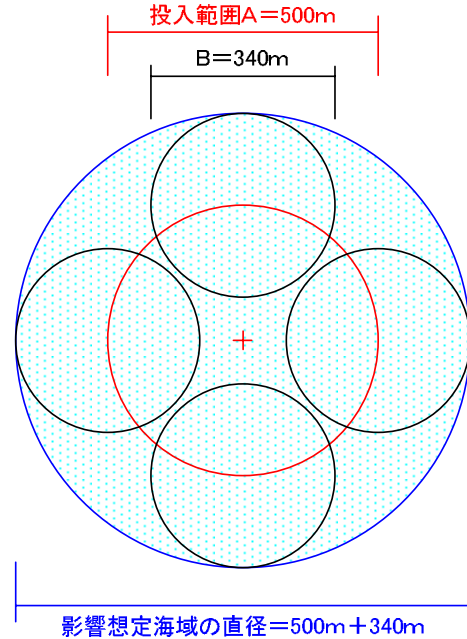


図-1 影響想定海域の設定

2. 濁りの拡散の推定

<使用条件>

- ①投入範囲A=500m(直径500mの円)
- ③1回当たりの投入量q=2000m<sup>3</sup>
- ⑤土砂のシルト・粘土分の割合=45%→粗粒土
- ⑦投入海域の水深D=平均40m
- ⑧投入海域の流速v=0.1m/s
- ⑨SS濃度の目安=バックグラウンド+5mg/L

手順1:水深40m海域で粗粒土2000m<sup>3</sup>を1回投入し、SS濃度の目安を+5mg/Lとした場合、簡易予測図 図4-3(1)(p.50参照)より拡散範囲R=920m、ただし、この値は流速0.2m/sの場合の値であり、条件はv=0.1m/sであることから、 $R = 920 \times 0.1 / 0.2 = 460\text{m}$ となる。

手順2:直径500mの投入範囲の境界線上から、土砂を投入した場合を想定した影響想定海域の範囲は、図-2のとおり直径1,420mに含まれる範囲となる。

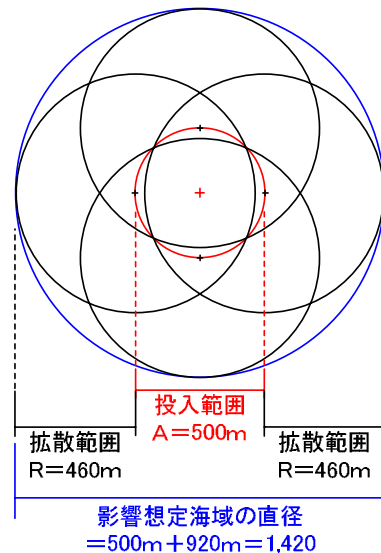


図-2 影響想定海域の設定

・ 浚渫土砂の海洋投入処分の許可申請等に  
関連する法令等

-1 . 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 136 号

**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律**  
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号)

最終改正:平成一七年七月二六日法律第八七号

(最終改正までの未施行法令)

[平成十六年五月十九日法律第四十八号](#) (未施行)

[平成十七年七月二十六日法律第八十七号](#) (未施行)

[第一章 総則\(第一条 第三条\)](#)

[第二章 船舶からの油の排出の規制\(第四条 第九条\)](#)

[第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等](#)

[第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制\(第九条の二 第九条の六\)](#)

[第二節 登録確認機関\(第九条の七 第九条の二十二\)](#)

[第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制\(第十条 第十七条\)](#)

[第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制\(第十八条 第十九条の二の二\)](#)

[第四章の二 船舶からの排出ガスの放出の規制\(第十九条の三 第十九条の二十五\)](#)

[第四章の三 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制\(第十九条の二十六 第十九条の三十五\)](#)

[第四章の四 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査等\(第十九条の三十六 第十九条の五十四\)](#)

[第五章 廃油処理事業等\(第二十条 第三十七条\)](#)

[第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置\(第三十八条 第四十二条の十二\)](#)

[第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター](#)

[第一節 総則\(第四十二条の十三 第四十二条の二十\)](#)

[第二節 役員及び職員\(第四十二条の二十一 第四十二条の二十四\)](#)

[第三節 業務等\(第四十二条の二十五 第四十二条の三十二\)](#)

[第四節 雑則\(第四十二条の三十三 第四十二条の三十九\)](#)

[第七章 雑則\(第四十三条 第五十四条\)](#)

[第八章 罰則\(第五十四条の二 第六十四条\)](#)

[第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等\(第六十五条 第六十九条\)](#)  
附則

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物

を排出すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止)

**第二条** 何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるよう常に備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(定義)

**第三条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 船舶 海域([港則法](#)(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域を含む。以下同じ。)において航行の用に供する船舶類をいう。
- 二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物(国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。)をいう。
- 三 有害液体物質 油以外の液体物質(液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。)のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質(その混合物を含む。)として政令で定める物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質(海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。)をいう。
- 四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質(その混合物を含む。)として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質(海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。)をいう。

- 五 有害液体物質等 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。
- 六 廃棄物 人が不要とした物(油及び有害液体物質等を除く。)をいう。
- 六の二 オゾン層破壊物質 オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。
- 六の三 排出ガス 船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものとして政令で定めるもの及びオゾン層破壊物質をいう。
- 七 排出 物を海洋に流し、又は落とすことをいう。
- 七の二 放出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。
- 八 焼却 海域において、物を処分するために燃焼させることをいう。
- 九 タンカー その貨物艙の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艙の一部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物艙の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるもの(これらの貨物艙が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。)をいう。
- 十 海洋施設 海域に設けられる工作物(固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油又は廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。)で政令で定めるものをいう。
- 十一 航空機 [航空法](#) (昭和二十七年法律第二百三十一号) [第二条第一項](#) に規定する航空機をいう。
- 十二 ビルジ 船底にたまった油性混合物をいう。
- 十三 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。
- 十四 廃油処理施設 廃油の処理(廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。)の用に供する設備(以下「廃油処理設備」という。)の総体をいう。
- 十五 廃油処理事業 一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。
- 十五の二 海洋汚染等 海洋の汚染並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊をいう。
- 十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。
- 十七 海上災害 油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災(海域における火災をいう。以下同じ。)により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 十八 海洋環境の保全等 海洋環境の保全並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全をいう。

## 第二章 船舶からの油の排出の規制

(船舶からの油の排出の禁止)

- 第四条** 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。
- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出
  - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続き油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出

- 2 前項本文の規定は、船舶からのビルジその他の油(タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水

及びビルジ(以下「水バラスト等」という。)であつて貨物油を含むものを除く。次条第一項において「ビルジ等」という。)の排出であつて、排出される油中の油分(排出される油に含まれる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。)の濃度、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

- 3 第一項本文の規定は、タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率(ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。)、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。
- 4 第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ海上保安庁長官の承認を受けてするものについては、適用しない。
- 5 前項の承認には、海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(油による海洋の汚染の防止のための設備等)

- 第五条** 船舶所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。)は、船舶(ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。)に、ビルジ等排出防止設備(船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。)を設置しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、タンカーには、水バラスト等排出防止設備(貨物油を含む水バラスト等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。第四項において同じ。)を設置しなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、国土交通省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク(タンカーの貨物艙(ばら積みの液体貨物を輸送するためのもの)に限る。以下同じ。)及び燃料油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために常置されているものをいう。以下同じ。)又は貨物艙原油洗浄設備(原油により貨物艙を洗浄する設備をいう。次項において同じ。)を設置しなければならない。
  - 4 前三項の規定によるビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

**第五条の二** タンカーの貨物艙及び前条第三項の規定により設置する分離バラストタンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において大量の油が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

(油及び水バラストの積載の制限)

- 第五条の三** 船舶の船首隔壁より前方にあるタンクには、油を積載してはならない。ただし、総トン数が国土交通省令で定める総トン数未満の船舶については、この限りでない。
- 2 第五条第三項の規定により分離バラストタンクを設置したタンカーの貨物艙又は総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上の船舶の燃料油タンクには、水バラストを積載してはなら

ない。ただし、悪天候下において船舶の安全を確保するためやむを得ない場合その他国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(分離バラストの排出方法)

**第五条の四** タンカーに設置された分離バラストタンクからの水バラストの排出は、国土交通省令で定める排出方法に従って行わなければならない。

(油濁防止管理者)

**第六条** 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。)を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行なわせるため、油濁防止管理者を選任しなければならない。

2 油濁防止管理者は、国土交通省令で定める油の取扱いに関する作業の経験その他の要件を備えた者でなければならない。

(油濁防止規程)

**第七条** 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。

2 油濁防止管理者(油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。)は、前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

(油濁防止緊急措置手引書)

**第七条の二** 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。

2 前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 前条第二項の規定は、第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十七条の二において「油濁防止緊急措置手引書」という。)について準用する。

(油記録簿)

**第八条** 船長(もつぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶(以下「引かれ船等」という。)にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、油記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。ただし、タンカー以外の船舶でビルジが生ずることのないものに

ついては、この限りでない。

2 油濁防止管理者は、当該船舶における油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(適用除外)

**第九条** 第五条第一項、第五条の三及び第六条から前条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについては、適用しない。

2 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、その貨物艙の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第九号に規定するものについては、適用しない。

3 第六条及び第七条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)以外の船舶(以下「外国船舶」という。)については、適用しない。

## 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

### 第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

**第九条の二** 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害液体物質の排出

2 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物艙(水バラストの排出のための設備を含む。)であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

3 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出(前項の規定による水バラストの排出を除く。)であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者(以下「登録確認機関」という。)(当該



事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下「第一議定書」という。)の締約国である外国(以下「第一議定書締約国」という。)において行われる場合にあっては、当該第一議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者の確認を受けなければならない。ただし、第一議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

- 5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。
- 6 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(有害液体物質による海洋の汚染の防止のための設備等)

**第九条の三** 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の船舶内における貯蔵又は処理のための設備その他の有害液体物質の排出による海洋の汚染を防止するための設備(次項において「有害液体物質排出防止設備」という。)を設置しなければならない。

- 2 前項の規定による有害液体物質排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通省令で定める有害液体物質を輸送する船舶の貨物艙は、衝突、乗揚げその他の事由により船舶の損傷その他の事故が発生した場合において大量の有害液体物質が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

(有害液体汚染防止管理者等)

**第九条の四** 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

- 2 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害液体物質の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害液体物質の不適正な排出の防止に関する事項(第六項に規定する事項を除く。)について、有害液体汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。
- 3 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)」とあるのは、「第九条の四第三項の海洋汚染防止規程(前項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。
- 4 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。

この場合において、第七条第二項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)」とあるのは、「第九条の四第二項の有害液体汚染防止規程(同条第三項の海洋汚染防止規程が定められた場合にあっては、海洋汚染防止規程(同条第二項に規定する事項に係る部分に限る。))」と読み替えるものとする。

- 5 前各項の規定は、外国船舶については、適用しない。
- 6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。
- 7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書(以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。)の作成及び備置き又は掲示に代えて、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書(第九条の四第七項及び第十七条の二において「油濁防止緊急措置手引書」という。)」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書(第一項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。
- 8 有害液体汚染防止管理者(有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。)は、有害液体汚染防止緊急措置手引書(前項の海洋汚染防止緊急措置手引書(以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」という。))が作成された場合にあっては、海洋汚染防止緊急措置手引書(第六項に規定する事項に係る部分に限る。))に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。
- 9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

(有害液体物質記録簿)

**第九条の五** 有害液体物質を輸送する船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、有害液体物質記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。

- 2 有害液体汚染防止管理者は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(未査定液体物質)

**第九条の六** 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

- 2 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

## 第二節 登録確認機関

(登録)

**第九条の七** 第九条の二第四項の規定による登録(以下この節において「登録」という。)は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
  - 一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定(次号において「適合判定」という。)について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上の方法により、確認業務を行うものであること。
  - 二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第九条の十二において「確認員」という。)が適合判定を行うものであること。
  - 三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者(以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
    - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。
    - ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
  - ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
  - 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

**第九条の八** 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

**第九条の九** 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

- 2 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

**第九条の十** 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

(確認業務規程)

**第九条の十一** 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下この節において「確認業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 海上保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

(確認員)

**第九条の十二** 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

**第九条の十三** 登録確認機関の役員及び職員で確認業務に従事するものは、[刑法](#) (明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第九条の十四** 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。)を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 有害液体物質排出船所有者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(業務の休廃止)

**第九条の十五** 登録確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(適合命令)

**第九条の十六** 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の七第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第九条の十七** 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第九条の十八** 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検

査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録の取消し等)

**第九条の十九** 海上保安庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第九条の十、第九条の十二第一項、第九条の十四第一項、第九条の十五又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第九条の十一第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。
- 四 第九条の十一第二項、第九条の十二第二項、第九条の十六又は第九条の十七の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第九条の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

**第九条の二十** 登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

**第九条の二十一** 海上保安庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九条の十の規定による届出があつたとき。
- 三 第九条の十五の規定による許可をしたとき。
- 四 第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

(審査請求)

**第九条の二十二** 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し[行政不服審査法](#) (昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

### 第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制

(船舶からの廃棄物の排出の禁止)

**第十条** 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一

に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
  - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。
- 一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物(以下「ふん尿等」という。)の排出(総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。)
  - 二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物(政令で定める廃棄物を除く。)の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
  - 三 [公有水面埋立法](#) (大正十年法律第五十七号) [第二条第一項](#) の免許若しくは [同法第四十二条第一項](#) の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出
  - 四 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#) (昭和四十五年法律第百三十七号) [第六条の二第二項](#) 若しくは [第三項](#) 又は [第十二条第一項](#) 若しくは [第十二条の二第一項](#) の政令において海洋を投入処分する場所とすることができるものと定めた廃棄物、[南極地域の環境の保護に関する法律](#) (平成九年法律第六十一号) [第十六条第四号](#) に規定する汚泥その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
  - 五 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(以下「海洋投棄規制条約」という。)の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出(政令で定める本邦の周辺海域(以下「本邦周辺海域」という。)においてするものを除く。)
  - 六 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出
- 3 前項第四号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物とその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第四号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。
- 5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。
- 6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備)

- 第十条の二** 船舶所有者は、前条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶(一国の港と他の国の港との間の航海(以下「国際航海」という。))に従事させるものに限る。)に、ふん尿等排出防止設備(船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならない。
- 2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

- 第十条の三** 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物(当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。)の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。
- 2 船長は、前項の船舶発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

- 第十条の四** 国際航海に従事する船舶のうち国土交通省令で定めるものの船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。
- 2 前項に規定する船舶の船長は、当該船舶における船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長は、船舶発生廃棄物記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、船舶発生廃棄物記録簿の様式その他船舶発生廃棄物記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示)

- 第十条の五** 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。

(廃棄物排出船の登録)

- 第十一条** 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

**第十二条** 前条の登録を申請しようとする船舶所有者は、次の事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域
- 三 廃棄物の主な積込地
- 四 廃棄物の種類
- 五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の国土交通省令で定める船舶の設備及び構造の概要
- 六 その他国土交通省令で定める事項

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

**第十三条** 海上保安庁長官は、第十一条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

2 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録番号を国土交通省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

**第十四条** 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

**第十五条** 海上保安庁長官は、第十一条の登録を受けた船舶が第十二条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

(廃棄物処理記録簿)

**第十六条** 第十一条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。

2 船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、国土交通省令で定めるところにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。

3 船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(臨時の排出の届出)

**第十七条** 第十一条の登録を受けた船舶以外の船舶の船舶所有者は、当該船舶を第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)で国土交通省令で定める量以上の量のものの同号の規定によつてする排出のために使用するとき、その都度、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

#### 第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制

(海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の禁止)

**第十八条** 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油又は廃棄物の排出
  - 二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油又は廃棄物が排出された場合において引き続き油又は廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油又は廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。
- 一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出(政令で定める人数以上の人を収容することができる海洋施設からの第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。)
  - 二 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物(第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物を除く。)の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
  - 三 油又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出
- 3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。
- 一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる汚水その他海域において排出することがやむを得ない油又は廃棄物であつて政令で定めるものの排出
  - 二 締約国において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出(本邦周辺海域においてするものを除く。)
- 4 第四条第四項及び第五項の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする航空機からの油の排出について準用する。

(海洋施設の設置の届出)

**第十八条之二** 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次の事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

- 一 当該海洋施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

## 二 当該海洋施設の位置及び概要

### 三 その他国土交通省令で定める事項

- 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

(海洋施設の油記録簿)

**第十九条** 油の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。

- 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油の受入れその他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない。
- 海洋施設の管理者は、油記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。
- 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(海洋施設発生廃棄物汚染防止規程)

**第十九条の二** 国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、海洋施設発生廃棄物(当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。)の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え置き、又は掲示しておくことが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え置くことができる。

- 海洋施設の管理者は、前項の海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該海洋施設内にある者のうち海洋施設発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

(海洋施設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示)

**第十九条の二の二** 国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海洋施設内にある者が海洋施設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該海洋施設内において当該海洋施設内にある者に見やすいように掲示しなければならない。

## 第四章の二 船舶からの排出ガスの放出の規制

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

**第十九条の三** 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類及び能力に応じて、政令で定める。

(放出量確認)

**第十九条の四** 船舶に設置される原動機(その種類、出力、用途等が国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下同じ。)の製作を業とする者その他国土交通省令で定める者(以下「原動機製作者等」という。)は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

- 前項の規定は、次条の規定により原動機取扱引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行った場合について準用する。

(原動機取扱引書)

**第十九条の五** 前条第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の確認(以下「放出量確認」という。)を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書)

**第十九条の六** 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱引書(以下「原動機取扱引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

(原動機の設置)

**第十九条の七** 国土交通省令で定める船舶(以下「基準適合原動機設置対象船舶」という。)に原動機を設置する船舶所有者は、次項の規定による場合を除き、前条の国際大気汚染防止原動機証書(以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。)の交付を受けた原動機を設置しなければならない。

- 船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する場合において、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- 前項の規定は、原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行った場合について準用する。
- 基準適合原動機設置対象船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱引書(以下「承認原動機取扱引書」という。)に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

(国際大気汚染防止原動機証書等の備置き)

**第十九条の八** 船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書(交付を受けている場合に限る。)及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

(原動機の運転)

**第十九条の九** 基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機は、承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように運転しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 二 基準適合原動機設置対象船舶の損傷その他やむを得ない原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続き窒素酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

(小型船舶検査機構の放出量確認等)

**第十九条の十** 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、総トン数が二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。)、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。)を行わせることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、自ら小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないものとする。
- 4 機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合における第十九条の四から第十九条の七まで、第十九条の十五第二項及び第十九条の十七第二項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「小型船舶検査機構」とする。

(小型船舶用原動機放出量確認等事務規程)

**第十九条の十一** 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機放出量確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機放出量確認等事務規程が小型船舶用原動機放出量確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機放出量確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 小型船舶用原動機放出量確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(小型船舶用原動機放出量確認等業務員)

**第十九条の十二** 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び放出量確認を受けた原動機製作者等が作成した原動機取扱手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機放出量確認等業務員に行わせなければならない。

- 2 小型船舶用原動機放出量確認等業務員は、放出量確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。
- 3 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務員の解任を命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

(小型船舶用原動機の放出量確認設備)

**第十九条の十三** 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、放出量確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

(国土交通大臣による小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等)

**第十九条の十四** 国土交通大臣は、第十九条の十第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。
- 3 国土交通大臣が第一項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行う場合における小型船舶用原動機放出量確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(船級協会の放出量確認等)

**第十九条の十五** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

- 2 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するものであることについて確認をし、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国際大気汚染防止原動機証書に相当する書面を交付し

たときは、当該原動機に係る確認、承認された原動機取扱手引書及び交付された書面は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3 **船舶安全法**（昭和八年法律第十一号）**第三章第一節**（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。この場合において、**同法第二十五条の四十七第一項第一号**中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第一の二」と、**同条第二項第一号**中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）

**第十九条の十六** 第十九条の三から前条まで（第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。）の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

2 外国船舶に設置される原動機（前項ただし書に規定するものを除く。）に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書（以下「承認原動機取扱手引書」という。）に従い、かつ、国土交通省令」とあり、及び第十九条の九中「承認原動機取扱手引書に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

（第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等）

**第十九条の十七** 基準適合原動機設置対象船舶である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）の締約国である外国（以下「第二議定書締約国」という。）において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書（第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により確認を受けた図書及び交付を受けた原動機条約証書は、それぞれ第十九条の五の規定により国土交通大臣が承認をした原動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により国土交通大臣が交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

（第二議定書締約国の船舶に設置される原動機に対する証書の交付）

**第十九条の十八** 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶（第十九条の十六第一項ただし書に規定する外国船舶を除く。）に設置される原動機であつて本邦内において製造されるものについて国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書

を交付することの要請があつた場合において、当該原動機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付するものとする。

（国土交通省令への委任）

**第十九条の十九** 放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関し必要な事項並びに国際大気汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国際大気汚染防止原動機証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（審査請求）

**第十九条の二十** 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し**行政不服審査法**による審査請求をすることができる。

（燃料油の使用等）

**第十九条の二十一** 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により政令で定める基準に適合しない燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

2 前項本文の規定は、政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫酸化物放出低減装置（船舶からの硫酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。）を設置し、かつ、使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

（燃料油供給証明書等）

**第十九条の二十二** 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、**揮発油等の品質の確保等に関する法律**（昭和五十一年法律第八十八号）**第十七条の十一第二項**の規定により交付された書面（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という。）及び提出された試料（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。）を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。



(揮発性物質放出規制港湾の指定)

- 第十九条の二十三** 国土交通大臣は、揮発性有機化合物質(油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物質をいう。以下同じ。)を放出する貨物の積込みの状況その他の事情から判断して揮発性有機化合物質の放出による大気汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾について、これを揮発性物質放出規制港湾として指定することができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾の港湾管理者の意見を聴かなければならない。
  - 3 環境大臣は、船舶からの揮発性有機化合物質の放出の抑制を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、港湾を特定して、第一項の指定を求めることができる。
  - 4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を公示しなければならない。
  - 5 第二項及び第三項の規定は、外国の港湾を指定する場合には、適用しない。
  - 6 前各項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は廃止について準用する。

(揮発性物質放出防止設備等)

- 第十九条の二十四** 船舶所有者は、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みが行われる場合には、当該船舶(その用途、総トン数、貨物の種類等の区分に応じ国土交通省令で定めるものに限る。以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。)に、揮発性有機化合物質の放出による大気汚染を防止するための設備(以下「揮発性物質放出防止設備」という。)を設置しなければならない。
- 2 前項の規定による揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。
  - 3 揮発性物質放出規制港湾にある揮発性物質放出規制対象船舶において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行う者は、国土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出防止設備を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
    - 一 揮発性物質放出規制対象船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
    - 二 揮発性物質放出規制対象船舶の損傷その他やむを得ない原因により揮発性有機化合物質が放出された場合において、引き続き揮発性有機化合物質の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

(オゾン層破壊物質)

- 第十九条の二十五** 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶(国土交通省令で定める船舶を除く。)又はオゾン層破壊物質を含む設備を設置した船舶(国土交通省令で定める船舶を除く。)を航行の用に供してはならない。

#### 第四章の三 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制)

- 第十九条の二十六** 何人も、船舶又は海洋施設において、油、有害液体物質等又は廃棄物(以

下この条及び次条において「油等」という。)であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの焼却をしてはならない。

- 2 船舶において、前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備(船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。)を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。
  - 一 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの
  - 二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却
- 3 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。
- 4 船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に行わせなければならない。
- 5 船舶又は海洋施設において、第一項の政令で定める油等以外の油等(船舶発生油等を除く。)の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油等の焼却をしなければならない。
- 6 前項の規定により油等の焼却をする場合において、その油等がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油等であるときは、当該油等の焼却をしようとする者は、当該油等の船舶又は海洋施設への積込み前(当該油等が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前)に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- 7 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第五項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。
- 8 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油等の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。
- 9 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 10 第一項及び第五項から第八項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については、適用しない。
  - 一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却
  - 二 次条第一項又は第十九条の二十八第一項の検査において行う油等の焼却
  - 三 締約国(海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制

に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。)において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却(本邦周辺海域においてするものを除く。)

(要焼却確認廃棄物焼却設備の検査等)

**第十九条の二十七** 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第六項の政令で定める油等(同条第十項第一号に規定する油等を除く。以下「要焼却確認廃棄物」という。)の焼却の用に供される設備(以下「要焼却確認廃棄物焼却設備」という。)を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた要焼却確認廃棄物焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて焼却をすることができる要焼却確認廃棄物の種類及び当該要焼却確認廃棄物焼却設備の使用の方法(以下「使用方法等」という。)を定めて要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付しなければならない。

3 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。

**第十九条の二十八** 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定めた使用方法等を変更するものとする。

**第十九条の二十九** 国土交通大臣は、前条第一項の検査の結果、当該要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該技術上の基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該要焼却確認廃棄物焼却設備に係る要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の効力を停止するものとする。

**第十九条の三十** 国土交通大臣は、要焼却確認廃棄物焼却設備が第十九条の二十七第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の返納又は要焼却確認廃棄物焼却設備の修理を命ずることができる。

(要焼却確認廃棄物焼却設備の使用)

**第十九条の三十一** 要焼却確認廃棄物焼却設備は、有効な要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

2 要焼却確認廃棄物焼却設備は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査において行う要焼却確認廃棄物の焼却については、適用しない。

(要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の備置き)

**第十九条の三十二** 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を備え置かなければならない。

(要焼却確認廃棄物焼却記録簿)

**第十九条の三十三** 要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却記録簿を備え付けなければならない。

2 船長又は海洋施設の管理者は、当該要焼却確認廃棄物焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、要焼却確認廃棄物焼却記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長又は海洋施設の管理者は、要焼却確認廃棄物焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなければならない。

(国土交通省令への委任)

**第十九条の三十四** 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他要焼却確認廃棄物焼却設備の検査に関し必要な事項、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の様式、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他要焼却確認廃棄物焼却設備検査証に関し必要な事項並びに要焼却確認廃棄物焼却記録簿の様式その他要焼却確認廃棄物焼却記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(日本船舶以外の船舶に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備に関する特例)

**第十九条の三十五** 締約国の政府から要焼却確認廃棄物焼却設備に関する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている要焼却確認廃棄物焼却設備(日本船舶に設置されているもの及び国土交通省令で定める要件に該当するものを除く。)については、第十九条の二十七第一項、第十九条の二十八第一項、第十九条の三十及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、同項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備について検査の申請がされた場合において、国土交通大臣が当該申請を第十九条の二十七第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、国土交通大臣が要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を交付したときは、当該要焼却確認廃棄物焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の二十八第一項、第十九条の三十及び第十九条の三十一第一項の規定を適用する。

3 第一項に規定する要焼却確認廃棄物焼却設備(前項の規定の適用を受けるものを除く。)の使用については、第十九条の三十一第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の三十二及び第十九条の三十三第一項中「要焼却確認廃棄物焼却設備」とあるのは「要焼却確認廃棄物焼却設備」と読み替へるものとする。

却設備検査証」とあるのは「第十九条の三十五第一項の書面」とする。

#### 第四章の四 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備の検査等

(定期検査)

**第十九条の三十六** 次の表の上欄に掲げる船舶(以下「検査対象船舶」という。)の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とする。

検査対象船舶	設備等
海洋汚染防止設備(第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。)を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油、有害液体物質又はふん尿等の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備(タンカー又は第九条の三第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。)
油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶(当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書(以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。))が第七条の二第二項(第九条の四第九項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができるものと認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。)	当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等
船舶から排出ガスの放出があつた場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機、第十九条の二十一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置、第十九条の二十四第一項に規定する揮発性物質放出防止設備並びに第十九条の二十

六第二項に規定する船舶発生油等焼却設備をいう。以下同じ。)

(海洋汚染等防止証書)

**第十九条の三十七** 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項若しくは第十条の二第二項、第七条の二第二項又は第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。)に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

- 前項の海洋汚染等防止証書(以下「海洋汚染等防止証書」という。)の有効期間は、五年(平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。
- 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。
- 行政不服審査法** に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。
- 第二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日満了したものとみなす。
- 国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(中間検査)

**第十九条の三十八** 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

(臨時検査)

**第十九条の三十九** 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行うとき、当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める変更を行うとき、その

他国土交通省令で定めるときは、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

(証書の効力の停止)

**第十九条の四十** 国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準に適合することとなつたと認めるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。

(臨時海洋汚染等防止証書)

**第十九条の四十一** 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書(以下「臨時海洋汚染等防止証書」という。)を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

(海洋汚染等防止検査手帳)

**第十九条の四十二** 国土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

(国際海洋汚染等防止証書)

**第十九条の四十三** 国土交通大臣は、国際航海に従事する検査対象船舶の船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」という。)の交付に当たっては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書(船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。)若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

- 3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。
- 4 第十九条の三十七第二項ただし書、第五項及び第六項並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(検査対象船舶の航行)

- 第十九条の四十四** 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。
- 2 検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。
  - 3 検査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。
  - 4 第一項及び前項の規定は、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染等防止証書等の備置き)

**第十九条の四十五** 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。

(船級協会の検査)

- 第十九条の四十六** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行う者として登録する。
- 2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第六号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。
  - 3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

(再検査)

- 第十九条の四十七** 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- 2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。
  - 3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変

更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

(技術基準適合命令等)

**第十九条の四十八** 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(船舶安全法の準用)

**第十九条の四十九** **船舶安全法**第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)の検査又は検定について準用する。この場合において、**同法**第六条第三項中「**第二条第一項** 各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに**同法**第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、**同法**第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、**同法**第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「**同法**第十九条の三十九」と、**同法**第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「**同法**第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「**第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査**」とあり、及び**同法**第六条ノ四第一項中「**第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査**」とあるのは「**同法**第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及**同法**第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」

と、**同法**第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「**同法**第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「**同法**第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 **船舶安全法**第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する**同法**第六条ノ二又は**第六条ノ三**の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、**同法**第十二条第二項中「船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

3 **船舶安全法**第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び**第二十九条ノ五第一項**の規定は、第一項において準用する**同法**第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、**同法**第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、**同条**第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、**同法**第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する**船舶安全法**第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(外国船舶に関する特例)

**第十九条の五十** 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

(外国船舶の監督)

**第十九条の五十一** 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸に係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。次項及び第三項において「監督対象外国船舶」という。)に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの(以下この項において「特定遵守事項」という。)に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の

政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

**第十九条の五十二** 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第一議定書締約国の政府から海洋汚染防止条約証書(第一議定書締約国の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等が第一議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚染防止条約証書(第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の大気汚染防止検査対象設備が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

3 前二項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書及び大気汚染防止条約証書(以下「海洋汚染防止条約証書等」という。)は、第十九条の四十三第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)

**第十九条の五十三** 国土交通大臣は、第一議定書締約国の政府から当該第一議定書締約国の船舶(第十九条の五十一ただし書に規定する外国船舶を除く。)について国際海洋汚染等防止証書(海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に係るものに限る。以下この項において同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶(第十九条の五十一ただし書に規定する外国船舶を除く。)について国際海洋汚染等防止証書(大気汚染防止検査対象設備に係るものに限る。以下この項において同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止検査対象設備について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

(国土交通省令への委任)

**第十九条の五十四** 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海

洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査に関し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 第五章 廃油処理事業等

(事業の許可及び届出)

**第二十条** 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

**第二十一条** 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 当該廃油処理事業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該廃油処理施設に関する次の事項

イ 設置の場所(船舶である廃油処理設備については、主たる根拠地)

ロ 船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域

ハ 廃油処理設備の種類及び能力

ニ 処理する廃油の種類

2 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者又は漁港管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の欠格条項)

**第二十二条** 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

**第二十三条** 国土交通大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

- 二 当該事業の用に供する廃油処理施設が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業開始前の廃油処理施設の変更命令)

**第二十四条** 国土交通大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものでないと認めるときは、その届出に係る工事の開始前(工事を要しないときは、その事業の開始前)に限り、その届出をした港湾管理者又は漁港管理者に対し、廃油処理施設の工事設計の変更(工事を要しないときは、修理又は改造)をすべきことを命ずることができる。

### 第二十五条 削除

(廃油処理規程)

**第二十六条** 廃油処理事業者(第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。)は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
  - 二 料金の収受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 四 他の廃油処理事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものであること。
- 3 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止)

**第二十七条** 廃油処理事業者は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(廃油処理施設等の変更)

**第二十八条** 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第二十三条の規定は、前項の許可に準用する。
- 3 港湾管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更日)の三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

い。

- 4 第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替えるものとする。
- 5 廃油処理事業者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

**第二十九条** 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(廃油処理施設の維持等)

- 第三十条** 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理施設を第二十三条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- 2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関する国土交通省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。
  - 3 国土交通大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設又は当該事業における廃油の処理の方法が、第二十三条第二号又は前項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理施設を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

(承継)

- 第三十一条** 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者について、相続、合併又は分割(当該廃油処理事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該廃油処理事業を承継した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

**第三十二条** 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の許可の取消し等)

- 第三十三条** 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第二十条第一項の許可を取り消すことができる。
- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反したとき。
  - 二 第二十二号第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、[行政手続法](#)（平成五年法律第八十八号）[第十三条第一項](#)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 前項の聴聞の主宰者は、[行政手続法](#)[第十七条第一項](#)の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（自家用廃油処理施設）

**第三十四条** 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設（国土交通省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。）により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 第二十一条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。
- 3 第二十四条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

（準用規定）

**第三十五条** 第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者（以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。）に準用する。

（港湾管理者への勧告等）

**第三十六条** 国土交通大臣は、港湾又は漁港について、当該港湾又は漁港における廃油の処理の一般の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾又は漁港に係る港湾管理者又は漁港管理者に対し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

（都道府県知事への通知等）

**第三十七条** 国土交通大臣は、第二十条第一項の許可の申請があり、又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。ただし、当該届け出た者が都道府県である港湾管理者又は漁港管理者であるときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、廃油処理事業者（当該廃油処理事業者が都道府県である港湾管理者又は漁港管理者である場合を除く。）の用に供する廃油処理施設又はその廃油の処理の方法に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を

講ずべきことを要請することができる。

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置について当該都道府県知事に通知するものとする。

## 第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置

（油等の排出の通報等）

**第三十八条** 船舶から次に掲げる油その他の物質（以下この条において「油等」という。）の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの（以下「大量の特定油の排出」という。）

二 油の排出（大量の特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

- 2 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油等の排出が生じた場合に当該排出された油等が同項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと予想されるときは、この限りでない。

- 3 海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。以下「海洋施設等」という。）から第一項第一号又は第二号に掲げる油の排出（以下この条において「大量の油の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

- 4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を



直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想される時、又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）**第二十三条第一項**の規定による通報をしたときは、この限りでない。

- 5 大量の油の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び第三項の海洋施設等の従業者である者以外の者で当該大量の油の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）は、第一項又は第三項の規定に準じて通報を行わなければならない。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の海洋施設等の管理者が通報を行つたことが明らかなきときは、この限りでない。
- 6 第一項若しくは第二項の船舶の船舶所有者その他当該船舶の運航に関し権原を有する者又は第三項若しくは第四項の海洋施設等の設置者は、海上保安機関から、第一項から第四項までに規定する油等の排出又は海難若しくは異常な現象による海洋の汚染を防止するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。
- 7 油が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

（大量の特定油が排出された場合の防除措置等）

**第三十九条** 大量の特定油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された特定油の広がり及び引き続き特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（以下「排出特定油の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。

- 一 当該排出された特定油が積載されていた船舶の船長又は当該排出された特定油が管理されていた施設の管理者
  - 二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該特定油の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）
- 2 大量の特定油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出特定油の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出特定油の防除ができると認められるときは、この限りでない。
    - 一 前項第一号の船舶の船舶所有者
    - 二 前項第一号の施設の設置者
    - 三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該特定油の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）
  - 3 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
  - 4 大量の特定油の排出があつた場合において、当該特定油の排出が港内又は港の付近にある船舶から行われたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出特定油の防除のため必要な措置を講ずよう努めなければならない。

- 一 当該港が当該排出された特定油の船積港であるときは、当該特定油の荷送人
- 二 当該港が当該排出された特定油の陸揚港であるときは、当該特定油の荷受人
- 三 当該特定油の排出が船舶の係留中に行われたときは、当該係留施設の管理者

**第三十九条の二** 海上保安庁長官は、大量の特定油の排出があつた場合において、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要があると認められるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限することができる。

（排出特定油の防除のための資材）

**第三十九条の三** 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、当該排出特定油の防除のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかななければならない。ただし、第一号に掲げる船舶にあつては、港湾その他の国土交通省令で定める海域を航行中である場合に限る。

- 一 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者
- 二 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する特定油で国土交通省令で定める量以上の量のもを保管することができる施設の設置者
- 三 第一号に掲げる船舶を係留することができる係留施設（専ら同号に掲げる船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。）の管理者

（油回収船等の配備）

**第三十九条の四** 総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー（その貨物艙の一部分がばら積み液体貨物の輸送のための構造を有するタンカーにあつては、当該貨物艙の一部分の容量が国土交通省令で定める容量以上であるものに限る。以下「特定タンカー」という。）の船舶所有者は、特定タンカーが常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて特定油の排出があつたならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定めるものを、特定タンカーに貨物としてばら積み特定油を積載して航行させるときは、油回収船又は特定油を回収するための機械器具で国土交通省令で定めるものを配備しなければならない。

2 前項の油回収船及び特定油を回収するための機械器具の配備の場所その他配備に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（油、有害液体物質、廃棄物等が排出された場合の防除措置）

**第四十条** 海上保安庁長官は、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（特定油を除く。以下この条及び第四十一条の二第二号において同じ。）により海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となつた油、有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当

該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書)

**第四十条の二** 次の各号に掲げる者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内(当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあつては、当該施設の管理者の事務所内)に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

- 一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油で国土交通省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者
  - 二 国土交通省令で定める船舶を係留することができる係留施設(専ら当該国土交通省令で定める船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。)の管理者
- 2 海上保安庁長官は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしていないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防止緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

**第四十一条** 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の国土交通省令で定める事由により当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により負担させる費用の徴収については、[行政代執行法](#)(昭和二十三年法律第四十三号)[第五条](#)及び[第六条](#)の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によることができる。
- 4 第一項の場合において、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物の排出につき責めに任ずべき者があるときは、同項の船舶所有者又は海洋施設等の設置者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

- 5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が[船舶油濁損害賠償保障法](#)(昭和五十年法律第九十五号)[第二条第六号イ](#)に規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて[同法第三条第一項](#)又は[第二項](#)の規定に基づくタンカー油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請)

**第四十一条の二** 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体(港務局を含む。)の長その他の執行機関(以下「関係行政機関の長等」という。)に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 一 第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。
- 二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定める外国船舶(以下この号及び第四十二条の二十六第二項において「特定外国船舶」という。)から大量の特定油の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から油、有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

**第四十一条の三** 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

- 2 関係行政機関の長等は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 関係行政機関の長等は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 4 関係行政機関の長等は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。
- 5 関係行政機関の長等は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の場合による。

り、滞納処分をすることができる。

- 6 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。
- 7 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 8 第四十一条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条の三第一項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(特定油による著しい汚染の防除のための財産の処分)

**第四十二条** 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の特定油により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与え、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出特定油の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出特定油の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された特定油が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された特定油を焼却するほか、当該排出された特定油のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

(危険物が排出された場合の措置)

**第四十二条の二** 危険物の排出(海域の大気中に流すことを含む。以下この条、第四十二条の五第一項、第四十二条の八及び第四十二条の九第一項において同じ。)があつた場合において、当該排出された危険物の海上火災が発生するおそれがあるときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、危険物の排出があつた日時及び場所、排出された危険物の量及び広がり状況並びに排出された危険物が積載されていた船舶又は管理されていた海洋危険物管理施設(海域に設けられる工作物で危険物を管理するものをいう。以下同じ。)その他の施設(陸地にあるものを含む。)に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項まで又は[石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項](#)の規定による通報をした場合は、この限りでない。

- 一 当該排出された危険物が積載されていた船舶の船長又は当該排出された危険物が管理されていた施設の管理者
- 二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該危険物の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長)
- 2 前項に規定する事態を発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。
- 3 第一項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険

物の排出があつた現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

(海上火災が発生した場合の措置)

**第四十二条の三** 貨物としてばら積み危険物を積載している船舶、海洋危険物管理施設又は危険物の海上火災が発生したときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、海上火災が発生した日時及び場所、海上火災の状況並びに海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶若しくは管理されていた海洋危険物管理施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項まで、前条第一項又は[石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項](#)の規定による通報をした場合は、この限りでない。

- 一 当該海上火災が発生した船舶の船長又は当該海上火災が発生した海洋危険物管理施設の管理者
- 二 当該海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶の船長又は当該海上火災が発生した危険物が管理されていた施設の管理者
- 三 前二号の船舶内にある者及び前二号の施設の従業者である者以外の者で当該海上火災の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長)
- 2 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のための応急措置を講ずるとともに、海上火災の現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

**第四十二条の四** 海上火災を発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

(緊急の場合における行為の制限)

**第四十二条の五** 海上保安庁長官は、危険物の排出があつた場合において、当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

- 2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合は、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。
- 3 前二項に規定する場合において、海上保安庁長官は、当該海域にある者に対しその海域からの退去を命じ、又は当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

(海上火災が発生した船舶の処分等)

**第四十二条の六** 海上保安庁長官は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要がある場合は、海上火災が発生し、又はまさに発生しようとしている船舶、海洋危険物管理施設

その他の財産を、延焼の防止のためやむを得ないと認められる場合は、海域にある延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。

(船舶交通の危険の防止)

**第四十二条の七** 海上保安庁長官は、船舶の海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対し、その船舶の海上火災による海上災害及び船舶交通の障害が新たに発生するおそれのない海域にその船舶を曳航すべきことを命ずることができる。

**第四十二条の八** 海上保安庁長官は、特定油若しくは危険物の排出又は海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合であつて、緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認められるときは、当該周辺の海域を航行する船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

(消防機関等との関係)

**第四十二条の九** 消防機関([消防組織法](#)(昭和二十二年法律第二百二十六号)[第九条](#)各号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の長は、次の各号に掲げる場合は、第四十二条の五又は第四十二条の六の権限を行うことができる。

- 一 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海上火災がふ頭に係留された船舶又は陸地にある施設(海域にある施設で固定施設により当該施設と陸地との間を人が往来できるものを含む。)に係るものであるとき(消防機関の長又はその委任を受けてその権限を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、及び消防機関の長が海上保安庁長官又は管区海上保安本部長等([第五十三条第一項](#)の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項を行うことができる管区海上保安本部長及び同条第二項の規定により管区海上保安本部長の権限に属する事項を行うことができる管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。))に対しその権限を行うことを要請したときを除く。)
  - 二 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海上火災が前号の船舶及び施設以外の船舶又は施設に係るものである場合にあつては、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくはその委任を受けてその権限を行う海上保安官が現場にいないとき、又は海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等からその権限を行うことを要請されたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合においては、海上保安庁長官は、第四十二条の五又は第四十二条の六の規定にかかわらず、その権限を行うことができない。

**第四十二条の十** 海上保安庁長官又は管区海上保安本部長等及び消防機関の長は、第四十二条の二第一項に規定する事態若しくは海上火災が発生したことを知つたとき、又は第四十二条の五若しくは第四十二条の六の権限を行つたときは、相互に密接な連絡をとるとともに、

海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならない。

**第四十二条の十一** 第四十二条の五に規定する場合において、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくはその委任を受けてその権限を行う海上保安官及び消防機関の長若しくはその委任を受けてその権限を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくは消防機関の長の要請があつたときは、警察署長は、これらの者に代わつて同条の権限を行うことができる。この場合において、警察署長は、当該権限を行つたときは、直ちにその旨を海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等又は消防機関の長に通知しなければならない。

(他の法律の適用除外)

**第四十二条の十二** [消防法](#)(昭和二十三年法律第八十六号)[第二十三条の二](#)、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定は、第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合には、適用しない。

2 [行政手続法第三章](#)の規定は、第三十九条の二、第四十二条の五、第四十二条の六又は第四十二条の八の規定による命令又は処分については、適用しない。

## 第六章の二 独立行政法人海上災害防止センター

### 第一節 総則

(目的)

**第四十二条の十三** 独立行政法人海上災害防止センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

**第四十二条の十四** この法律及び[独立行政法人通則法](#)(平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される[通則法第二条第一項](#)に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センターとする。

(センターの目的)

**第四十二条の十五** 独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、海上災害の発生及び拡大の防止(以下「海上防災」という。)のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(事務所)

**第四十二条の十六** センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

**第四十二条の十七** センターの資本金は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部

を改正する法律(平成十四年法律第百八十五号)附則第二条第十一項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

- センターは、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

**第四十二条の十八** センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

- センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

**第四十二条の十九** 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

- 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十二条の三十四第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

**第四十二条の二十** センターでない者は、海上災害防止センターという名称を用いてはならない。

## 第二節 役員及び職員

(役員)

**第四十二条の二十一** センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

- センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

**第四十二条の二十二** 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

- [通則法第十九条第二項](#)の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 前項ただし書の場合において、[通則法第十九条第二項](#)の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

**第四十二条の二十三** 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の地位)

**第四十二条の二十四** センターの役員及び職員は、[刑法](#) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第三節 業務等

(業務の範囲)

**第四十二条の二十五** センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出特定油の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の二十七の規定により徴収すること。
- 船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十三条の二及び第四十三条の三において「排出油の防除」という。)、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。
- 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。
- 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。
- 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。
- 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。
- 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(センターに対する指示)

**第四十二条の二十六** 海上保安庁長官は、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるとまがないと認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

- 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の特定油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

(センターの措置に要した費用の負担)

**第四十二条の二十七** センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出され

た特定油が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された特定油が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置(船舶油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染のうち特定油に係るものの防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置(次号において「油濁損害防止措置」という。)に該当しないものに限る。)に要した費用

二 前条第二項の規定による措置(油濁損害防止措置に該当しないものに限る。)に要した費用

3 第四十一条第四項及び第五項並びに第四十一条の三第二項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第四十一条第四項及び第五項中「第一項」とあり、並びに第四十一条の三第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項」と、第四十一条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十一条の三第二項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「国税の滞納処分の例により」とあるのは「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

(基金)

**第四十二条の二十八** センターは、第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務に関する基金を設け、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十五号)附則第二条第十一项の規定により出資若しくは出せんされたものとされ、又は第四十二条の十七第二項の認可を受けた場合において出資され、若しくはこれらの業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出せんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(区分経理)

**第四十二条の二十九** センターは、第四十二条の二十五第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(次条第二項及び第四項において「防災措置業務」という。)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

**第四十二条の三十** センターは、[通則法第二十九条第二項第一号](#)に規定する中期目標の期間(以下この項、次項及び第五項において「中期目標の期間」という。)最後の事業年度に係る[通則法第四十四条第一項](#)又は[第二項](#)の規定による整理を行った後、[同条第一項](#)の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る[通則法第三十条第一項](#)の認可を受けた中期計画([同項](#)後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定

めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十二条の二十五に規定する業務の財源に充てることができる。

2 センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 センターは、前条に規定するその他の業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

**第四十二条の三十一** センターは、第四十二条の二十五第一号から第三号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

(償還計画)

**第四十二条の三十二** センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

## 第四節 雑則

(審査請求)

**第四十二条の三十三** この法律に基づいてしたセンターの処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し[行政不服審査法](#)による審査請求をすることができる。

(出資者原簿)

**第四十二条の三十四** センターは、出資者原簿を備えて置かななければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

**第四十二条の三十五** センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

(財務大臣との協議)

**第四十二条の三十六** 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条の十七第二項、第四十二条の三十一第一項又は第四十二条の三十二第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十二条の三十第一項又は第二項の承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

**第四十二条の三十七** センターに係る**通則法**における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

**第四十二条の三十八** 削除

(**国家公務員宿舎法**の適用除外)

**第四十二条の三十九** **国家公務員宿舎法**(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

## 第七章 雑則

(船舶等の廃棄の規制)

**第四十三条** 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。ただし、船舶等(政令で定めるものを除く。)を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従って捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により船舶等を海洋に捨てる場合において、その船舶等が政令で定める大きさ以上の大きさの船舶等(遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを除く。)であるときは、当該船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が同項ただし書の基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その廃棄に関する計画が第一項ただし書の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に船舶等廃棄確認済証を交付しなければならない。

4 船舶等廃棄確認済証の交付を受けた者は、当該船舶等の廃棄に従事する船舶その他の施設の内部(当該船舶等を自航させて捨てようとするときは、当該船舶等の内部)に、船舶等廃

棄確認済証を備え置かなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、船舶等廃棄確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

(排出油防除計画)

**第四十三条の二** 海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して国土交通省令で定める海域ごとに、油が著しく大量に排出された場合における排出油の防除に関する計画(以下「排出油防除計画」という。)を作成するものとする。

2 排出油防除計画は、前項の国土交通省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。

一 油が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関すること。

二 前号の場合における排出油の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関すること。

三 第一号の場合における排出油の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関すること。

四 第一号の場合における排出油の防除及びこれに伴う危険の防止に関すること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。

4 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成したときは、速やかに、これを前項に規定する者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

(排出油の防除に関する協議会)

**第四十三条の三** 管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者、油の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の国土交通省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

一 当該海域における排出油の防除に関する自主基準の作成

二 排出油の防除に関する技術の調査及び研究

三 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施

四 その他排出油の防除に関する重要事項の協議

2 前項の協議会は、当該協議会が組織された海域に係る排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

(油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のための薬剤)

**第四十三条の四** 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤であつて国土交通省令・環境省令で定めるものは、国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

2 前項の薬剤は、その用法に従い、当該海洋の汚染状況及び当該海域の状況に応じて、適切に使用しなければならない。

(有害な物質の容器、表示、積載方法等)

**第四十三条の五** 船舶によりばら積み以外の方法で行う第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の輸送は、容器、表示、積載方法その他その物質の排出による海洋の汚染を防止するために必要な輸送方法に関する事項に関し国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の物質の輸送が同項の国土交通省令で定める基準に適合して行われていないと認められるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、輸送方法を改善すべきことを命ずることができる。

(粉碎設備等の型式承認等)

**第四十三条の六** 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉碎することにより処理する設備をいう。)その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの(以下「粉碎設備等」という。)を製造する者は、当該粉碎設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉碎設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉碎設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2 **船舶安全法第九条第四項**及び**第十一条**の規定は前項の検定について、**回法第三章第一節**(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び**第二十九条ノ五第一項**の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、**回法第二十五条の四十七第一項第一号**中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、**同条第二項第一号**中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する**船舶安全法第二十五条の二十六**」と読み替えるものとする。

(港湾における廃油処理施設等の整備計画)

**第四十四条** 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガス(以下この条において「廃油等」という。)の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又は放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場並びに排出ガス処理施設(排出ガスの処理の用に供する設備の総体をいう。)が確保されるようこれらの建設又は配置について**港湾法**(昭和二十五年法律第二百十八号)**第三条の三第一項**の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

(海洋の汚染状況の監視等)

**第四十五条** 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な

監視を行わなければならない。

2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。

(水路業務及び気象業務の成果の活用等)

**第四十六条** 海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のために活用するとともに、これらの業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上災害の防止のための科学的調査を実施するものとする。

(関係行政機関の協力)

**第四十七条** 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人(**通則法第二条第一項**に規定する独立行政法人をいう。第五十一条の三第一項において同じ。)の長又は関係する地方独立行政法人(**地方独立行政法人法**(平成十五年法律第百十八号)**第二条第一項**に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長に対し、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等に関し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋汚染等の防止及び海洋環境の保全等のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、国土交通大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林水産大臣は、油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、国土交通大臣に対し、この法律の施行に関し、当該漁場及びその周辺海域における油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却の規制のための適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

**第四十八条** 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者に対し、当該船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質等又は廃棄物の排出又は焼却、排出ガスの放出その他油、有害液体物質等又は廃棄物の取扱いに関する作業に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフェンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の配備又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に関し報告をさせることができる。

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。



- 5 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、要焼却確認廃棄物焼却設備、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に掲げる船舶若しくは施設又は同条の国土交通省令で定める場所に立ち入り、オイルフェンス、薬剤その他の資材を検査させることができる。
- 7 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 8 第四項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿等の写しの証明)

**第四十九条** 前条第五項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ちつた職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿又は燃料油供給証明書の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長若しくは船舶所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。

(指導等)

**第四十九条の二** 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他油、有害液体物質等若しくは廃棄物の排出若しくは焼却又は排出ガスの放出その他の海洋汚染等又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋汚染等又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(国の援助)

**第五十条** 国は、海洋汚染防止設備等、廃油処理施設、油回収船その他海洋汚染等又は海上災害を防止するための設備、施設又は船舶の設置若しくは保有又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究及び調査の推進等)

**第五十一条** 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等及び廃棄物の排出並びに排出ガスの放出の防止、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国際協力の推進)

**第五十一条の二** 国は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付)

**第五十一条の三** 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構の放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する放出量確認に相当する確認を含む。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、機構)に納付しなければならない。

一 第九条の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。))を受けようとする者

二 第十一条の登録を受けようとする者

三 放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。次項において同じ。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者

四 第十九条の二十七第一項又は第十九条の二十八第一項の検査を受けようとする者

五 法定検査又は第十九条の五十三の検査を受けようとする者

六 海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。))

七 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者

八 国際大気汚染防止原動機証書、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止証書の再交付又は書換えを受けようとする者

九 第四十三条の六第一項の型式承認又は検定(国土交通大臣が行うものに限る。))を受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、[行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律](#)(平成十四年法律第百五十一号) [第三条第一項](#)の規定により[同項](#)に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、放出量確認、承認、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3 第一項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

(総トン数)

**第五十一条の四** この法律を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 [船舶のトン数の測度に関する法律](#)(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)[第八条第一項](#)の国際トン数証書又は[同条第七項](#)の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 [トン数法第四条第一項](#)の国際総トン数

二 前号に定める日本船舶以外の日本船舶(次号に定めるものを除く。) [トン数法第五条第一項](#) の総トン数

三 第一号に定める日本船舶以外の日本船舶であつて [トン数法 附則第三条第一項](#) の規定の適用があるもの [同項](#) 本文の規定による総トン数

四 外国船舶 国土交通省令で定める総トン数

(排他的経済水域等における適用関係)

**第五十一条の五** 第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全についての [排他的経済水域及び大陸棚に関する法律](#) (平成八年法律第七十四号)の規定の適用については、[同法第三条第一項](#) 中「次に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された [同条](#) 約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに [第四号](#) に掲げる事項」と、[同項第四号](#) 中「前三号に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全」と、[同条第三項](#) 中「前二項」とあるのは「第一項」とする。

(適用除外)

**第五十二条** この法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。

(権限の委任)

**第五十三条** この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 地方運輸局長又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(経過措置)

**第五十四条** この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

## 第八章 罰則

**第五十四条の二** 日本の船級協会(第十九条の十五第二項又は第十九条の四十六第二項に規定する船級協会をいう。以下同じ。)の役員又は職員が、第十九条の十五第二項の確認、

原動機取扱引書の承認若しくは書面の交付又は第十九条の四十六第二項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第五十四条の三** 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第五十四条の四** 第九条の十九の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十四条の五** 第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する [船舶安全法第二十五条の五十八第一項](#) の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して油を排出した者

二 第九条の二第一項(第九条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

四 第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

五 第十九条の七第一項の規定に違反して船舶に設置された原動機若しくは同条第二項の規定に違反して放出量確認に相当する確認若しくは原動機取扱引書の承認を受けていない原動機を運転した者又は第十九条の九の規定に違反して原動機を運転した者

六 第十九条の二十一第一項の規定に違反して燃料油を使用した者

七 第十九条の二十四第三項の規定に違反して揮発性物質放出防止設備を使用し、又は同項の規定により使用すべき揮発性物質放出防止設備を使用しなかつた者

八 第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項の規定に違反して油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

九 第三十九条第一項の規定に違反した者

十 第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第一項の規定に違反して船舶等を捨てた者

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第四号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

**第五十五条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の行為により海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の交付を受けた者
- 二 第十九条の三十八又は第十九条の三十九の規定による検査を受けないで船舶を航行の用に供した者
- 三 第十九条の四十四第一項から第三項までの規定に違反して船舶を航行の用に供し、又は国際航海に従事させた者
- 四 第二十条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行つた者
- 五 第二十四条(第二十八条第四項(第三十五条において準用する場合を含む。))又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者
- 六 第四十二条の七の規定による命令に違反した者

**第五十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第五項(第十八条第四項において準用する場合を含む。))の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者
- 二 第十一条の規定に違反した者
- 三 偽りその他不正の行為により第十九条の六若しくは第十九条の十第一項の規定による国際大気汚染防止原動機証書又は第十九条の十五第二項の規定による書面の交付を受けた者
- 四 第十九条の二十八第一項の規定による検査を受けないで要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者
- 五 第十九条の三十一第一項又は第二項の規定に違反して要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者
- 六 第十九条の四十八第二項(第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。))の規定による処分に違反した者
- 七 第十九条の四十九第一項において準用する[船舶安全法第六条/四第二項](#)の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について[第十九条の四十九第一項](#)において準用する[同法第九条第五項](#)の標示を付した者
- 八 偽りその他不正の行為により第十九条の四十九第一項において準用する[船舶安全法第九条第三項](#)又は[第四項](#)の合格証明書の交付を受けた者
- 九 第二十条第二項、第二十八条第三項(第三十五条において準用する場合を含む。))又は第三十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十 第二十八条第一項の規定に違反して第二十一条第一項第二号の事項を変更した者

**第五十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の三第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第一項、第七条第一項、第九条の四第一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十九条の二第一項、又は第三十九条の三の規定に違反した者

三 第九条の二第四項の規定に違反した者

四 第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第二項の規定に違反した者

五 第十九条の二十五の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

六 第十九条の四十八第一項又は第十九条の五十一第一項から第三項までの規定による命令に違反した者

七 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

八 第三十八条第一項から第五項まで、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

九 第三十九条の二の規定による命令に違反し、又は処分の違反となるような行為をした者

十 第三十九条の四第一項の規定に違反した者

十一 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

十二 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規定による命令若しくは処分又は同条第二項の規定による命令に違反した者

十三 第四十二条の八の規定による処分の違反となるような行為をした者

十四 第四十三条の四第一項の規定に違反して薬剤を使用した者

**第五十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三第二項又は第五条の四の規定に違反した者

二 第八条第一項若しくは第三項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の五、第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第三項、第十九条の二の二、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。)、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十六第三項又は第十九条の三十三第一項若しくは第三項の規定に違反した者

三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三条第四項の規定に違反した者

五 第十三条第二項の規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者

六 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する[船舶安全法第二十五条の六十一第一項](#)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十九条の三十二の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された要焼却確認廃棄物焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

九 第十九条の四十五の規定に違反して当該船舶を航行の用に供した者

十 第十九条の四十九第二項において準用する[船舶安全法第十二条第一項](#)の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述を

した者

- 十一 第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで又は届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者
- 十三 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者
- 十四 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者
- 十五 海上保安庁の事務所に対し、第四十二条の二第一項に規定する事態又は海上火災を発見した旨の虚偽の通報をした者
- 十六 第四十三条の五第二項の規定による命令に違反した者
- 十七 第四十八条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十八 第四十八条第四項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者
- 十九 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

**第五十八条の二** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の十五の規定による許可を受けずに確認業務の全部を廃止したとき。
  - 二 第九条の十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者(外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 二 第十九条の四十九第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けずに業務の全部を廃止したとき。
- 3 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から第五十八条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

**第五十九条の二** 第十九条の十一第一項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第六十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第九条の十四第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 二 第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)

**第六十一条** 第九条の六第二項、第十七条、第十八条の二又は第二十八条第五項若しくは第二十九条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第六章の二の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四十二条の二十五に規定する業務以外の業務を行つたとき。

**第六十三条** 第四十二条の二十の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(第一審の裁判権の特例)

**第六十四条** 第五十五条から第五十六条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

## 第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

**第六十五条** 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 この法律の規定に違反した罪に当たる事件であつて外国船舶(政令で定めるものを除く。)に係るもの(以下「事件」という。)に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

- 2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。
- 一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。
  - 二 提供すべき担保金の額
  - 三 次項の規定により条件を付する場合は、その条件
- 3 取締官は、第一項各号に掲げる場合において、当該船舶の航行を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の修理その他の必要な措置がとられることを違反者の釈放又は押収物の返還の条件とすることができる。
- 4 第二項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

**第六十六条** 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

- 2 主務大臣は、前条第三項の規定により条件が付された場合において、同項に規定する必要な措置がとられたと認めるときは、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。
- 3 取締官は、第一項の規定による通知を受けたとき(前条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、前二項の規定による通知を受けたとき)は、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。
- 4 検察官は、第一項の規定による通知を受けたとき(前条第三項の規定により条件が付された場合にあつては、第一項及び第二項の規定による通知を受けたとき)は、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

**第六十七条** 担保金は、主務大臣が保管する。

- 2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出現し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出現せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。
- 4 担保金は、事件に関する手続が終了した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

**第六十八条** 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

**第六十九条** 第六十五条から第六十七条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条、第五条及び第八条の規定は、公布の日から起算して一年六月を経過した日又は千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約第十六条の規定に基づき政府間海事協議機関が昭和四十四年十月二十一日に採択した同条約の改正が日本国について効力を生ずる日(以下「条約改正発効日」という。)のうちいずれか早い日から、第三章及び第四章の規定は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

2 第十一条の規定による登録は、同条の規定の施行前においても行なうことができる。

(船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律の廃止)

**第二条** 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号。以下「旧海水油濁防止法」という。)は、廃止する。

(経過措置)

**第七条** この法律の施行前に旧海水油濁防止法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧海水油濁防止法第十一条第一項の規定により港湾管理者以外の廃油処理事業者が受けた許可に係る事業区域に係る海域は、当該廃油処理事業者が廃油の収集を船舶又は自動車により行なう場合は、第二十一条第一項第二号口の海域とみなす。

## 附 則 (昭和四五年一月二五法律第一三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (昭和四八年七月一七日法律第五四号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中港湾法の目次の改正規定、同法第一章の次に一章を加える改正規定、同法第三十七条第二項の改正規定、同法第三十七条の三を削る改正規定、同法第三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の四の次に一条を加える改正規定、同法第六章を同法第七章とし、同法第五章の次に一章を加える改正規定、同法第四十八条及び第五十五条の七第二項の改正規定、同法第五十六条の次に五条を加える改正規定、同法第五十七条の改正規定(同条の見出しを改める

部分及び同条に一項を加える部分を除く。)、同法第五十九条第二項の改正規定、同法第六十一条の前に一条を加える改正規定、同法第六十一条及び第六十二条の改正規定並びに同法本則に一条を加える改正規定、第四条の規定中海洋汚染防止法第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十七条及び第五十八条の改正規定、附則第二条第二項及び第四項から第六項まで、附則第七条の規定並びに附則第八条の規定中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十八条第二項の表の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (昭和四八年九月二〇日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (昭和五〇年一月二七日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 附 則 (昭和五一年六月一日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十条の前に一条を加える改正規定、第四十八条第三項の改正規定(「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める部分を除く。)及び第五十七条に四号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団法人海上防災センターからの引継ぎ)

第二条 昭和四十九年十二月六日に設立された財団法人海上防災センター(以下「財団法人」という。)は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、センターにおいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人の一切の権利及び義務は、センターの成立の時ににおいてセンターに承継されるものとし、財団法人は、その時ににおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第三条 前条第三項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に海上災害防止センターという文字を用いている者については、改正後の第四十二条の十九第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第五条 センターの最初の事業年度は、改正後の第四十二条の四十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十二条の四十二中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

#### 附 則 (昭和五一年六月一六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和五五年五月七日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条第三項及び第九条第一項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され又は建造に着手された船舶については、適用しない。

2 新法第四条第一項本文の規定又は新法第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数二百トン以上三百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビルジの排出又は当該船舶については、当該日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和五五年一一月一九日法律第八五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二十条** この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

**第二十一条** この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関に対してした申請等とみなす。

#### 附 則 (昭和五八年五月二六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三章の次に一章を加える改正規定(第十七条の十二第一項及び第三項並びに第十七条の十五に係る部分に限る。)、同法第五十六条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、第一号を第二号とし、同号の次に四号を加える改正規定(同条第四号及び第五号に係る部分に限る。)並びに同法第五十八条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定(同条第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに次条、附則第十三条及び附則第十四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条(前号に規定する規定を除く。)の規定及び附則第三条から第六条までの規定 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下「議定書」という。)により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約(以下「条約」という。)本文及び附属書Iが日本国について効力を生ずる日

三 第二条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条の規定 議定書が効力を生ずる日(昭和五十八年十月二日)から起算して三年(議定書第二条の規定により国際海事機関においてこれより長い期間が決定された場合にあつては、当該期間)を経過する日(次号において「条約附属書IIの実施日」という。)前の政令で定める日

四 第二条(前号に規定する規定を除く。)の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 条約附属書IIの実施日

五 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項の改正規定 議定書により国際海事機関が昭和六十年十二月五日に採択した条約議定書Iの改正が日本国について効力を生ずる日

七 第四条及び附則第十条の規定 議定書により条約附属書IVが日本国について効力を生ずる日又は議定書により条約附属書Vが日本国について効力を生ずる日のいずれか早い日

(ふん尿等の排出に係る経過措置)

**第二条** 条約附属書IVが効力を生じた日(平成十五年九月二十七日。以下この条及び次条において単に「発効日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、発効日前に建造に着手されたもの)であつて、発効日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものからの海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ふん尿等排出防止設備に係る経過措置)

**第三条** 発効日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、発効日前に建造に着手されたもの)であつて、発効日の翌日から起算して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものについては、発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新海洋汚染等防止法第十条の二、第十九条の四十一第一項(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十四第一項及び第二項(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する船舶についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、新海洋汚染等防止法第十七条の二中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条に規定する発効日の翌日から起算して五年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日以後初めて」とする。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

#### 附 則 (昭和五十九年五月八日法律第二五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第二十三条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(支局長がした処分等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長(以下「海運支局長等」という。)がした処分等とみなす。

**第二十四条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (昭和六〇年一月二四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和六一年五月二七日法律第六九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和六二年五月二九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成三年一〇月五日法律第九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成四年五月六日法律第三八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書により国際海事機関が平成三年七月四日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Iの改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十七条の十二第一項及び第五十八条第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 運輸大臣又は船級協会(この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十七条の十二第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。)は、前条ただし書の政令で定める日以後においては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書(新法第七条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書をいう。以下同じ。)について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

2 運輸大臣は、前条ただし書の政令で定める日以後においては、施行日前においても、油濁防止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、油濁防止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 次に掲げる者(国を除く。)は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもって国に納付しなければならない。

- 一 第一項の運輸大臣の行う検査を受けようとする者
- 二 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者(船級協会が第一項に規定する検査を行った船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。)
- 三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者



- 5 偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 6 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項二掲グル船舶ニ付第二条第一項各号二掲グル事項又八満載吃水線ニ関スル検査(第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条二掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第三十八号)(以下改正法ト称ス)ニ依ル改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書ニ付キ改正法附則第二条第一項ニ規定スル検査」と読み替えるものとする。

**第三条** 施行日前に建造された船舶(以下「現存船」という。)については、施行日の翌日から起算して二年を経過する日(以下「経過日」という。)までの間は、新法第七条、第七条の二、第十七条の七第一項(油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。)並びに第十七条の十第一項及び第二項(油濁防止緊急措置手引書に係る海洋汚染防止証書に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

- 2 現存船についての新法第七条の二(油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第三十八号)の施行の日の翌日から起算して二年を経過する日以後初めて」とする。
- 3 現存船についてのこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条第一項の規定による油濁防止規程の備置き又は掲示及び同条第二項の規定により油濁防止規程の周知については、経過日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

#### 附 則 (平成五年十一月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成六年六月二九日法律第五三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**四** 第三条並びに附則第五条及び第六条の規定 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)(附則第五条第二項において「千九百七十一年国際基金条約」という。)の廃棄が日本国について効力を生ずる日

#### 附 則 (平成七年五月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十五条、第二十六条第一項及び第三十五条の改正規定、第五十八条の改正規定(第六号に係る部分に限る。)並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二条** この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成八年六月一四日法律第七四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 附 則（平成八年六月一四日法律第七九号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四十二条の四十三の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 改正後の第四十二条の四十三第二項及び第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同条第二項及び第三項に規定する書類から適用する。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成八年六月一四日法律第八四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第一条中船員法第一百七十七条の二及び第一百七十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第一百八十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第三百十条及び第三百十一条の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成九年五月二八日法律第六一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章（第四条を除く。）、第二章（第五条第一項及び第十一条第七項を除く。）、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条第二号、次条並びに附則第三条、第八条及び第十条から第十二条までの規定 議定書（議定書附属書Ⅴを除く。）が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書発効日」という。）

#### 附 則（平成九年六月一一日法律第七八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第二条の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第二項の改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第五条の規定 平成九年七月一日

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正に伴う経過措置）

**第三条** この法律の施行の際現に交付されている海洋汚染防止証書の有効期間については、なお従前の例による。

**第四条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に建造された船舶又は海洋施設については、同号に定める日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条の二から第十条の四まで又は第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、適用しない。

#### 附 則（平成一〇年五月二七日法律第六八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第二十六条第一項の規定により認可を受けている廃油処理規程は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第二十六条第一項の規定により届け出た廃油処理規程とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十六条第一項の規定による廃油処理規程の認可の申請は、新法第二十六条第一項の規定によりした届出とみなす。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 附 則（平成一一年一月二二日法律第二二〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 (平成一二年五月一七日法律第六四号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書により国際海事機関が平成十一年七月一日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IIの改正が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十二条の四十三の改正規定及び附則第四条から第七条までの規定 公布の日
- 二 第十七条の十二第一項の改正規定及び次条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の政令で定める日

(経過措置)

**第二条** 国土交通大臣又は船級協会(この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十七条の十二第一項の規定により新法第九条の四第六項の有害液体汚染防止緊急措置手引書又は同条第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書(以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書等」という。))についての検査を行う者として認定を受けた法人をいう。以下同じ。))は、施行日前においても、有害液体汚染防止緊急措置手引書等について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

- 2 国土交通大臣又は船級協会が前項の検査の結果当該有害液体汚染防止緊急措置手引書等について国土交通省令で定める新法第九条の四第九項において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付しなければならない。
- 3 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。
- 4 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)除く。))は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を収入印紙をもって国に納付しなければならない。
  - 一 第一項の国土交通大臣の検査を受けようとする者

二 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者(船級協会が第一項に規定する検査を行った船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。)

- 三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者
- 5 偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。
- 6 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項二掲グル船舶ニ付第二条第一項各号二掲グル事項又ハ満載喫水線ニ関スル検査(第八条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条二掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第六十四号)(以下改正法ト称ス)ニ依ル改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の四第六項ノ有害液体汚染防止緊急措置手引書又ハ同条第七項ノ海洋汚染防止緊急措置手引書ニ付改正法附則第二条第一項ニ規定スル検査」と読み替えるものとする。

**第三条** 施行日前に建造された船舶についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六(有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第六十四号)の施行の日以後初めて」とする。

**第四条** 新法第四十二条の四十三第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

(政令への委任)

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定めることができる。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

**第六条** 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第千八百八十四条の次に次の一条を加える。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第千八百八十四条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」及び「命令」を「国土交通省令」に改める。

(独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

**第七条** 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成

十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「国を」を「国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)」を「に改める。

#### 附 則 (平成一二年五月三十一日法律第九一号)

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)附則第八条の規定の施行の前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

#### 附 則 (平成一四年五月三十一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一条(地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十三条の改正規定に限る。)、第十九条(不動産登記法第二十一条第四項及び同法第五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十一条(商業登記法第十三条第二項及び同法第百十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十二条から第二十四条まで、第三十七条(関税法第九条の四の改正規定に限る。)、第三十八条、第四十四条(国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。)、第四十五条、第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る。)、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六章の二の改正規定(第四十二条の三七に係る部分に限る。)並びに次条及び附則第八条の規定は、同年七月一日から施行する。

(海上災害防止センターの解散等)

第二条 海上災害防止センター(以下「旧センター」という。)は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいてセンターが承継する。

- センターの成立の際現に旧センターが有する権利のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時ににおいて国が承継する。
- 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

- 6 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、この法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額(旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は出えんされた金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第四十二条の二十九に規定する防災措置業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。
- 7 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額(当該業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。
- 8 前二項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 10 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。
- 11 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、政府若しくは政府以外の者から旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同項の基金に出えんされた金額に相当する金額は、それぞれ、センターの設立に際し、政府及び政府以外の者から新法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同条の基金に出えんされたものとする。
- 12 旧センターの解散については、旧法第四十二条の五十二第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 13 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

**第三条** 政府は、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧センターに貸し付けた資金であって政令で定めるものに係る旧センターに対する債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除するものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

**第四条** 附則第二条第一項の規定によりセンターが承継する債務に係るセンターの長期借入金は、新法第四十二条の三十二の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

(持分の払戻し)

**第五条** 附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資したものとされた政府以外の者は、センターに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 センターは、前項の規定による請求があったときは、新法第四十二条の十八第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有するセンターの成立の日におけるセンターの純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資金を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 旧法(第四十二条の二十八第二項を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成一五年六月一八日法律第九六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** 第八条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「新海洋汚染防止法」という。)第九条の二第四項の登録、第十七条の十二第一項の登録、第十七条の十五第三項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けようとする者は、第八条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新海洋汚染防止法第九条の十一第一項の規定による確認業務規程又は新海洋汚染防止法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する新船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

2 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「旧海洋汚染防止法」という。)第九条の二第四項の指定、第十七条の十二第一項の認定、第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六

条ノ四第一項の指定又は旧海洋汚染防止法第十条第二項若しくは第三十九条の三の規定を実施するための国土交通省令の規定による新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録に相当する処分を受けている者は、第八条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新海洋汚染防止法第九条の二第四項の登録、第十七条の十二第一項の登録、第十七条の十五第三項において準用する新船舶安全法第六条ノ四第一項の登録又は新海洋汚染防止法第四十三条の六第一項の登録を受けているものとみなす。

3 第八条の規定の施行前にされた旧海洋汚染防止法第九条の二第五項の規定による確認の申請又は旧海洋汚染防止法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定による検定の申請であって、第八条の規定の施行の際、確認をするかどうかの処分又は検定の合格若しくは不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

4 第八条の規定の施行の際現に旧海洋汚染防止法第九条の二第四項の指定又は第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の指定を受けている者が行うべき第八条の規定の施行の日の属する事業年度の確認業務に関する事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の海上保安庁長官に対する提出又は決算報告書及び事業報告書の作成並びにこれらの書類の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

5 第八条の規定の施行前に旧海洋汚染防止法第九条の二第四項の規定により指定確認機関がした確認業務(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

6 第八条の規定の施行前に旧海洋汚染防止法第十七条の十五第一項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項の規定により旧海洋汚染防止法第十七条の十五第三項において準用する旧船舶安全法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関がした検定(第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)に係る再検定及びその取消しの訴えについては、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十五条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

## 附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成一六年四月二一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十六の改正規定  
公布の日

二 次条から附則第六条まで、附則第十二条、第十四条、第十六条及び第十九条の規定 施行日前の政令で定める日

三 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の改正規定(「船舶又は海洋施設」を「船舶」に改める部分及び「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分並びに「又は海洋施設の設置者」を削る部分及び「又は同法第十八条第二項」を削る部分に限る。)及び同法附則第十一条の改正規定(「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分に限る。) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 国土交通大臣は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準(以下「相当放出基準」という。)に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認(以下「相当確認」という。)をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書(以下「相当手引書」という。)の承認を行うことができる。

2 国土交通大臣は、相当確認をし、かつ、相当手引書を承認したときは、当該原動機に係る相当確認を受けた者に対し、新海洋汚染等防止法第十九条の六の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書(以下「相当原動機証書」という。)を交付しなければならない。

3 国土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付した

ときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証明書は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証明書とみなす。

- 4 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であって、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
  - 一 国土交通大臣の行う相当確認及び相当手引書の承認を受けようとする者
  - 二 相当原動機証明書の再交付又は書換えを受けようとする者
- 5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。
- 6 偽りその他不正の行為により国土交通大臣から相当原動機証明書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

- 第三条** 国土交通大臣は、施行日前においても、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、総トン数が二十トン未満の船舶であって国土交通省令で定めるものに設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証明書の交付に関する事務(以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。)を行わせることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
  - 3 国土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるときは、自ら小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないものとする。
  - 4 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機相当確認等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 5 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機相当確認等事務規程が小型船舶用原動機相当確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。
  - 6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
  - 7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が相当放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び相当手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機相当確認等業務員に行わせなければ

ならない。

- 8 小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。
- 9 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 10 国土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機相当確認等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機相当確認等業務員の解任を命ずることができる。
- 11 前項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることできない。
- 12 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。
- 13 機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行う場合における前条(第五項から第七項までを除く。)の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項中「国に納付」とあるのは「小型船舶検査機構に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。
- 14 国土交通大臣は、第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 15 国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。
- 16 国土交通大臣が第十四項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行う場合における小型船舶用原動機相当確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。
- 17 偽りその他不正の行為により機構から相当原動機証明書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。
- 19 第四項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第四条** 機構がした小型船舶用原動機相当確認等事務に係る処分又はその不作為について

は、国土交通大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

**第五条** 機構は、施行日前においても、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の二十七に規定する業務のほか、小型船舶用原動機相当確認等事務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務が行われる場合には、船舶安全法第二十五条の二十二第二項中「この法律若しくは小型船舶登録法」とあるのは「この法律、小型船舶登録法若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、「規程若しくは小型船舶登録法」とあるのは「規程、小型船舶登録法」と、「登録測度事務規程」とあるのは「登録測度事務規程若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する小型船舶用原動機相当確認等事務規程」と、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは「小型船舶登録法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、第二十五条の四十五第三号中「に規定する」とあるのは「及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する」とする。

**第六条** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を附則第三条第一項の国土交通省令で定める船舶に設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務(以下「相当確認等事務」という。)を行う者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者(以下この条において「船級協会」という。)が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行った放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

4 日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

5 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

6 第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

8 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 偽りその他不正の行為により船級協会から相当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

10 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の罰金刑を科する。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

**第七条** 新海洋汚染等防止法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であって当該各号に定める日前に製造されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行ったときは、この限りでない。

一 国際航海に従事する船舶 平成十二年一月一日

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書が効力を生ずる日

**第八条** 新海洋汚染等防止法第十九条の二十二第一項の規定は、施行日前に船舶に搭載された燃料油については、適用しない。

**第九条** 新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日前において政令で定める日前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質(以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。)を含む材料又は同日前に船舶に設置されている特定オゾン層



破壊物質を含む設備については、適用しない。

- 2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第三十八条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる新海洋汚染等防止法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であっても、これをみだりに放出してはならない。
- 3 前項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第十条** 新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に設置された設備であって専ら同項の船舶発生油等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

- 一 次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日
- 二 日本国の内水、領海又は排他的経済水域(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。)のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日

**第十一条** 施行日前に建造され又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十四第一項及び第二項(大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

- 2 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日以後初めて」とする。

**第十二条** 国土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備(新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ八第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ八第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第二項」と、「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

- 2 国土交通大臣の登録を受けた者(以下この条において「登録検定機関」という。)は、施行日前においても、前項の検定を行うことができる。
- 3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検定について準用する。
- 4 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格証明書若しくは付された証印は、施行日において、新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格証明書若しくは付された証印とみなす。
- 6 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 7 偽りその他不正の行為により第三項において準用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の合格証明書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 8 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 9 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の罰金刑を科する。
- 11 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。))は、

二十万円以下の過料に処する。

12 登録検定機関は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けたものとみなす。

**第十三条** この法律の施行の際現に交付され、又は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際海洋汚染防止証書は、施行日において、それぞれ新海洋汚染等防止法第十九条の二十七第二項の要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項又は第三項の要焼却確認廃棄物焼却記録簿、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十一第二項の臨時海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳及び新海洋汚染等防止法第十九条の四十三第一項の国際海洋汚染等防止証書とみなす。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う準備行為)

**第十四条** 国土交通大臣は、施行日から機構に新海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う旨及び機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示することができる。

2 前項の公示があったときは、新海洋汚染等防止法第十九条の十第二項の規定による公示があったものとみなす。

3 機構は、施行日前においても、新海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項の規定による小型船舶用原動機放出量確認等事務規程の認可の申請を行うことができる。

4 新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項の登録、第十九条の四十六第一項の登録又は第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項、第十九条の四十六第三項又は第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による検定業務規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

**第十七条** この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十九条** 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条及び前二条に定めるもののほか、こ

の法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

#### 附 則 (平成一六年四月二一日法律第三七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(調整規定)

**第九条** 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定の適用については、同条(見出しを含む。)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

#### 附 則 (平成一六年五月一九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法第十条の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第十条の六から第十条の八まで(これらの規定を新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の二第一項又は第四十三条の二及び第四十三条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、新法第十条の六第四項(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで及び第三十八条から第七十六条までの規定 平成十七年四月一日

（調整規定）

**第三十二条の二** 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日が前条の規定の施行の前日となる場合における同条の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

**附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄**

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

別表第一（第九条の七関係）

一 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

学歴	期間
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	六月
ロ 大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	一年
ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	二年
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	
ホ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による	

実業学校において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者

二 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

別表第一の二（第十九条の十五関係）

一 ガス分析装置

別表第二（第十九条の四十六、第十九条の四十九関係）

一 寸法計測機器

二 圧力計

三 流量計

四 油分濃度計

五 絶縁抵抗計

別表第三（第四十三条の六関係）

一 質量計

二 比重計

三 引張強度試験機

四 分光光度計

五 絶縁抵抗計

-2 . 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の  
一部を改正する法律

平成 16 年 5 月 19 日 法律第 48 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十条第二項第六号を第十条第二項第八号とする。

第十条第二項第五号を第十条第二項第七号とする。

第十条第二項第四号を削る。

第十条第二項第三号を第十条第二項第四号とする。

第十条第二項第四号の次に次の二号を加える。

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物

ロ 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。)で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

第十条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

第十条第三項を次のように改める。

三 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

第十条第四項を削る。

第十条第五項を削る。

第十条第六項を削る。

第十条の五の次に次の七条を加える。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分(以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画

四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

三 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

四 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

五 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。

六 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

七 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(許可の欠格条項)

第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(許可の基準等)

第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

二 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

(排出海域の監視)

第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(変更の許可等)

第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

三 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

四 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

(船舶からの廃棄物排出の確認)

第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

二 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそ

れぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十一条第一項中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。

第十四条第一項中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第一項中「一に、」を「いずれかに」に改める。

第十八条第二項中「一に、」を「いずれかに」に改める。

第十八条第二項第三号中「又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を削る。

第十八条第二項の次に次の一号を加える。

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出

第十八条第三項中「一に、」を「いずれかに」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等)

第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積み込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画(この計画について次項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の二十六第一項中「及び次条」を削る。

第十九条の二十六第一項中「であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの」を削る。

第十九条の二十六第一項に次のただし書を加える。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をする場合はこの限りでない。

第十九条の二十六第二項中「前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)」を「船舶発生油等」に改める。

第十九条の二十六第五項を削る。

第十九条の二十六第六項を削る。

第十九条の二十六第七項を削る。

第十九条の二十六第八項を削る。

第十九条の二十六第九項を削る。

第十九条の二十六第十項中「及び第五項から第八項まで」を削る。

第十九条の二十六第十項第二号を削る。

第十九条の二十六第十項第三号を第十九条の二十六第十項第二号とする。

第十九条の二十六第十項を第十九条の二十六第五項とする。

第十九条の二十七を次のように改める。

第十九条の二十七 削除

第十九条の二十八を次のように改める。

第十九条の二十八 削除

第十九条の二十九を次のように改める。

第十九条の二十九 削除

第十九条の三十を次のように改める。

第十九条の三十 削除

第十九条の三十一を次のように改める。

第十九条の三十一 削除

第十九条の三十二を次のように改める。

第十九条の三十二 削除

第十九条の三十三を次のように改める。

第十九条の三十三 削除

第十九条の三十四を次のように改める。

第十九条の三十四 削除

第十九条の三十五を次のように改める。

第十九条の三十五 削除

第四十二条の二十五第一項第二号中「第四十三条の二及び第四十三条の三」を「第四十三条の五及び第四十三条の六」に改める。

第四十三条第一項中「船舶等(政令で定めるものを除く。)」を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従つて、「海洋施設を次条第一項の許可を受けて」に改める。

第四十三条第二項を削る。

第四十三条第三項を削る。

第四十三条第四項を削る。

第四十三条第五項を削る。

第四十三条第六項を第四十三条第二項とする。

第四十三条の六第二項中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第四十三条の六を第四十三条の九とする。

第四十三条の五条を第四十三条の八とする。

第四十三条の四条を第四十三条の七とする。

第四十三条の三条を第四十三条の六とする。

第四十三条の二条を第四十三条の五とする。

第四十三条の次に次の三条を加える。

(海洋施設廃棄の許可)

第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要

三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画

四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

(許可の基準)

第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(準用)

第四十三条の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第一項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第八項まで」に改める。

第四十八条第八項を第四十八条第十項とする。  
第四十八条第七項中「前三項」を「第五項から前項まで」に改める。  
第四十八条第七項を第四十八条第九項とする。  
第四十八条第六項を第四十八条第八項とする。  
第四十八条第五項中「、要焼却確認廃棄物焼却設備」を削る。  
第四十八条第五項を第四十八条第七項とする。  
第四十八条第四項を第四十八条第五項とする。  
第四十八条第五項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八条第三項を第四十八条第四項とする。  
第四十八条第二項を第四十八条第三項とする。  
第四十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

第四十九条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。  
第五十一条の三第一項第四号を削る。

第五十一条の三第一項第五号を第五十一条の三第一項第四号とする。  
第五十一条の三第一項第六号を第五十一条の三第一項第五号とする。  
第五十一条の三第一項第七号を第五十一条の三第一項第六号とする。  
第五十一条の三第一項第八号中「、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」を削る。  
第五十一条の三第一項第八号を第五十一条の三第一項第七号とする。  
第五十一条の三第一項第九号中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改める。

第五十一条の三第一項第九号を第五十一条の三第一項第八号とする。  
第五十四条の五第一項中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。  
第五十四条の五第一項中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改める。  
第五十五条第一項第十一号を第五十五条第一項第十二号とする。  
第五十五条第一項第十号を第五十五条第一項第十一号とする。  
第五十五条第一項第九号を第五十五条第一項第十号とする。  
第五十五条第一項第八号中「第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項」を「第十九条の二十六第一項又は第二項」に改める。  
第五十五条第一項第八号を第五十五条第一項第九号とする。  
第五十五条第一項第七号を第五十五条第一項第八号とする。

第六号を第七号とする。  
第五号を第六号とする。  
第四号を第五号とする。  
第五十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者

第五十五条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。  
第五十六条第一項第四号を削る。  
第五十六条第一項第五号を削る。  
第五十六条第一項第六号を第五十六条第一項第四号とする。

第七号を第五号とする。  
第八号を第六号とする。  
第九号を第七号とする。  
第十号を第八号とする。  
第五十七条第一項第十四号中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。  
第五十七条第一項第十四号を第五十七条第一項第十五号とする。

第五十七条第一項第十三号を第五十七条第一項第十四号とする。  
第十二号を第十三号とする。  
第十一号を第十二号とする。  
第十号を第十一号とする。  
第九号を第十号とする。  
第八号を第九号とする。  
第七号を第八号とする。  
第六号を第七号とする。  
第五号を第六号とする。

第五十七条第一項第四号中「第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第二項」を「第十条の十二第一項又は第十八条の二第二項」に改める。  
第五十七条第一項第四号を第五十七条第一項第五号とする。  
第五十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十条の九第二項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
第五十八条第一項第二号中「、第十九条の二十六第三項又は第十九条の三十三第一項若しくは第三項」を「又は第十九条の二十六第三項」に改める。  
第五十八条第一項第三号中「、第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項」を「又は第十九条第二項」に改める。  
第五十八条第一項第三号中「、廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿」を「又は廃棄物処理記録簿」に改める。

第五十八条第一項第四号中「第十条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三条第四項」を「第十条の十二第三項(第十八条の二第三項において準用する場合を含む。)」に改める。  
第五十八条第一項第五号中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。  
第五十八条第一項第七号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。  
第五十八条第一項第八号を削る。  
第五十八条第一項第九号を第五十八条第一項第八号とする。

第十号を第九号とする。  
第十一号を第十号とする。  
第十二号を第十一号とする。  
第十三号を第十二号とする。  
第十四号を第十三号とする。  
第十五号を第十四号とする。  
第五十八条第一項第十六号中「第四十三条の五第二項」を「第四十三条の八第二項」に改める。

第五十八条第一項第十六号を第五十八条第一項第十五号とする。  
第五十八条第一項第十七号中「第三項」を「第四項」に改める。  
第五十八条第一項第十七号を第五十八条第一項第十六号とする。  
第五十八条第一項第十八号中「第四十八条第四項から第六項まで」を「第四十八条第五項から第八項まで」に改める。

第五十八条第一項第十八号中「同条第五項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。  
第五十八条第一項第十八号を第五十八条第一項第十七号とする。  
第五十八条第一項第十九号を第五十八条第一項第十八号とする。  
第五十八条の二第二項中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改める。  
第五十八条の二第二項第一号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。  
第五十八条の二第二項第二号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第六十条第一項第二号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。  
第六十一条第一項中「、第十七条、第十八条の二」を「、第十条の十第四項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の三」に改める。  
別表第三中「第四十三条の六」を「第四十三条の九」に改める。

附則（平成一六年五月一九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十条の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第十条の六から第十条の八まで（これらの規定を新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項又は第四十三条の二及び第四十三条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、新法第十条の六第四項（新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項（新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



-3 . 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の  
一部を改正する政令

平成 17 年 6 月 10 日 政令第 209 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項中「及び法第十条第二項第四号」を「並びに法第十条第二項第三号及び第五号」に改める。

第一条の六第二項中「第十一条の二第一号」を「第十一条の三第一号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。  
(船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 熱しやく減量十五パーセント以下の状態にしたもの及び無機性のもの(船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)以外の油等を焼却したもの、水底土砂及び廃プラスチック類を除く。)

二 植物性のも(木くずにあつては、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、又は切断したものに限る。)及び動物性のも

三 汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。)

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。

二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

第五条第一項中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。

第五条第一項第一号中「(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。以下同じ。))」を削る。

第五条第二項中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。

第五条第三項中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。

第六条を次のように改める。  
(海域において排出することのできる水底土砂の基準)

第六条 法第十条第二項第五号口の政令で定める基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一 特定水底土砂

二 指定水底土砂

三 前条第二項第四号に規定する水底土砂

四 前条第二項第五号に規定する水底土砂

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「第十条第二項第五号」を「第十条第二項第七号」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条の条見出し中「又は廃棄物」を削る。

第十条第一項中「又は法第十条第二項第四号に定める廃棄物(第九条に規定する廃棄物を除

く。))」を削る。

第十条第一項中「次のとおり」を「油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一立方センチメートル未満であるようにして排出すること」に改める。

第十条第一項第一号を削る。

第十条第一項第二号を削る。

第十条第一項第三号を削る。

第十一条の七を第十一条の八とする。

第十一条の六条を第十一条の七とする。

第十一条の五条を第十一条の六とする。

第十一条の四条を第十一条の五とする。

第十一条の三条を第十一条の四とする。

第十一条の二条を第十一条の三とする。

第十一条の次に次の一条を加える。  
(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等に関する読替え)

第十一条の二 法第十八条の二第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の六第二項	前項	第十八条の二第一項
第十条の六第四項から第七項まで	第一項	第十八条の二第一項
第十条の七	前条第一項 第十条の十一	第十八条の二第一項 第十八条の二第三項において準用する第十条の十一
第十条の八	第十条の六第一項	第十八条の二第一項
第十条の九第一項	第十条の六第一項 同条第二項第四号 次条第一項	第十八条の二第一項 同条第三項において準用する第十条の六第二項第四号 第十八条の二第三項において準用する次条第一項
第十条の九第二項	第十条の六第一項	第十八条の二第一項
第十条の十第一項	第十条の六第一項 同条第二項第二号から第四号まで	第十八条の二第一項 同条第三項において準用する第十条の六第二項第二号から第四号まで
第十条の十第三項	第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八	第十八条の二第三項において準用する第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八
第十条の十第四項	第十条の六第一項 同条第二項第一号	第十八条の二第一項 同条第三項において準用する第十条の六第二項第一号
第十条の十一	第十条の六第一項 同条第二項第三号	第十八条の二第一項 同条第三項において準用する第十条の六第二項第三号

	前条第一項	第十八条の二第三項において準用する前条第一項
	第十条の七第一号又は第三号	同条第三項において準用する第十条の七第一号又は第三号
第十条の十二第二項	前項	第十八条の二第二項
	それぞれ第十条の六第一項	同条第一項
	同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準	同条第三項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画(この計画について第十八条の二第三項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)
第十条の十二第三項	船舶内	海洋施設内
第十条の十二第四項	前三項	第十八条の二第二項及び前二項

第十二条を次のように改める。

(船舶において焼却することが禁止される油等)

第十二条 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第五号に掲げるものにあつては、法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

一 ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したもの

二 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

三 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)

四 ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの

五 ポリ塩化ビニル(漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。)

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項中「第十九条の二十六第十項第一号」を「第十九条の二十六第五項第一号」に改める。

第十六条を次のように改める。

(海洋施設廃棄の許可等に関する読替え)

第十六条 法第四十三条の四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の六第三項	前項	第四十三条の二第二項
	廃棄物	海洋施設
第十条の六第四項	第一項	第四十三条の二第一項
	第二項	同条第二項

第十条の六第五項	第一項	第四十三条の二第一項
	廃棄物の排出	海洋施設の廃棄
第十条の六第六項及び第七項	第一項	第四十三条の二第一項
第十条の七	前条第一項	第四十三条の二第一項
	第十条の十一	第四十三条の四において準用する第十条の十一
第十条の八第二項	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
第十条の九第一項	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
	次条第一項	第四十三条の四において準用する次条第一項
	廃棄物	海洋施設
第十条の九第二項	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
第十条の十第一項	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
第十条の十第三項	第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八	第四十三条の三並びに第四十三条の四において準用する第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八第二項
第十条の十第四項	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
第十条の十一	第十条の六第一項	第四十三条の二第一項
	廃棄物	海洋施設
	前条第一項	第四十三条の四において準用する前条第一項
	第十条の七第一号又は第三号	第四十三条の四において準用する第十条の七第一号又は第三号

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十七条の二第一項中「第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項」を「第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項」に改める。

第十七条の二第一項中「第十二条第一号八」を「第十二条第三号」に改める。

別表第三中「第七条」を「第四条の二」に改め、同表第一号を改める。

別表第三第二号から第四号までを削り、同表第五号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「C海域」を「A海域」に、「第三号下欄口に掲げる要件に適合する排出方法により」を「当該船舶の航行中に」に改め、同号を同表第二号とし、同表第六号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「D海域」を「B海域」に改め、同号を同表第三号とし、同表第七号中「第六条第二号」を「第四条の二第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「E海域」を「C海域」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に第五号を加える。

別表第三第八号並びに同表備考第一号及び第二号を削り、同表備考第三号中「C海域」を「A海域」に、「第四号及び第五号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表備考第四号中「D海域」を「B海域」に改め、同号中「第六号」を「第四号」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考第五号中「E海域」を「C海域」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表備考第六号中「F海域」を「D海域」に改め、同号を同表備考第四号とする。

別表第四を削る。

附則(平成一七年六月一〇日政令第二〇九号)抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

-4 . 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令

平成 17 年 9 月 22 日 環境省令第 218 号

○環境省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令を次のように定める。

平成十七年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令

（廃棄物海洋投入処分の許可の申請）

第一条 法第十条の六第二項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 前項の申請書に法第十条の六第二項第三号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の廃棄物の海洋投入処分に係る実施計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間（以下「海洋投入処分期間」という。）  
二 海洋投入処分期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

三 海洋投入処分期間が一年を超える場合にあつては、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間を含む。以下「単位期間」という。）において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

四 廃棄物の排出海域

五 廃棄物の排出方法

3 第一項の申請書に法第十条の六第二項第四号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 監視の方法

二 監視の頻度

4 第一項の申請書には、廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。

（廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類）

第二条 法第十条の六第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性

二 環境の構成要素に係る項目のうち、当該廃棄物の種類及び特性を勘案し、当該廃棄物の海洋投入処分をすることにより影響を受けるおそれがあるもの（以下この条において「事前評価項目」という。）

三 事前評価項目のうち、当該廃棄物の数量及び特性並びに排出海域の状況等を勘案し、当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査を行ったもの（以下この条において「海洋環境影響調査項目」という。）

四 海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

五 当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海象、気象その他の自然的条件の現況及びその把握の方法

六 当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響の程度及び把握の方法

当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

七 当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響の程度を分析及びこれに基づく事前評価の結果

八 その他当該廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関して参考となる事項

（廃棄物海洋投入処分の許可申請書の添付書類）

第三条 法第十条の六第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める書類は、当該廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類とする。

（廃棄物海洋投入処分の許可の申請手続の細目）

第四条 前三条に定めるもののほか、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項は、環境大臣が定める。

（廃棄物海洋投入処分の許可証の様式）

第五条 法第十条の六第六項（法第十条の十第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）

（及び法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の許可証は、様式第二号によるものとする。  
（船舶からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準）

第六条 法第十条の八第一項第一号（法第十条の十第三項において準用する場合を含む。）の排出海域及び排出方法に関し環境省令で定める基準は、別表上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

3 別表上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従ってする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法又は同号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が第三号下欄に規定する拡散式排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。

一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。  
二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。

4 別表上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従って排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

（排出海域の監視結果の報告）

第七条 法第十条の六第一項又は法第十八条の二第一項の許可を受けた者は、法第十条の九第一項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしたときは、遅滞なく、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

（許可を要しない廃棄物海洋投入処分の軽微な変更）

第八条 法第十条の十第一項ただし書（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第十条の六第二項第二号（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に

係る変更

二 第一条第二項第一号に掲げる事項に係る変更（海洋投入処分期間を延長する場合に限る。）

三 第一条第二項第二号に掲げる事項に係る変更（海洋投入処分期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量が増加する場合に限る。）

四 第一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更（単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量が著しく増加する場合に限る。）

五 第一条第二項第四号に掲げる事項に係る変更

六 第一条第二項第五号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。）

七 第一条第三項第一号に掲げる事項に係る変更（排出海域の汚染状況の監視をする上で効果的であるものを除く。）

八 第一条第三項第二号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって監視の頻度が低くなるものに限る。）  
（廃棄物海洋投入処分の変更の許可の申請）

第九条 法第十条の十第一項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 許可の年月日及び許可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 第二条から第四条までの規定は、法第十条の十第三項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第十条の六第三項に規定する廃棄物の海洋投入処分をしようとする海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類及び同項に規定する環境省令で定める書類について準用する。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画を記載した書類

二 第一条第二項第四号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面

三 第一条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類

(廃棄物海洋投入処分に係る軽微な変更等の届出)

第十条 法第十条の第十四項(法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第四号による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 許可の年月日及び許可番号

四 第八条に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第十条の六第二項第一号(法第十八条の二第三項に

において準用する場合を含む。)に掲げる事項に変更があったときは、その変更の内容

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第一条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画を記載した書類

二 第一条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準)

第十一条 法第十八条の二第三項において準用する法第十条の八第一号(法第十八条の二第三項において準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第二項第五号イに掲げる廃棄物にあっては、船舶に移載した上で当該船舶から第六条に規定するところにより排出すること。

二 法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂にあっては、別表第四号中欄に掲げ

る海域において、環境大臣が定める海洋を汚染するおそれがある排出方法以外の排出方法により排出すること。

(海洋施設廃棄の許可の申請)

第十二条 法第四十三条の二第二項の申請書は、様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書に法第四十三条の二第二項第三号の海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 海洋施設の廃棄の時期

二 海洋施設の廃棄海域

三 海洋施設の廃棄方法

3 第一項の申請書に法第四十三条の二第二項第四号の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 監視の方法

二 監視の頻度

4 第一項の申請書には、海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。

(海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準)

第十三条 法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 廃棄海域に係る基準 別表第四号中欄に掲げる海域であること。

二 廃棄方法に係る基準 当該海洋施設から残油その他の当該海洋施設の内部にある物が流出せず、かつ、当該海洋施設の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で廃棄すること。

(海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類)

第十四条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項に規定する海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 環境の構成要素に係る項目のうち、廃棄をしようとする海洋施設の概要を勘案し、当該海洋施設の廃棄をすることにより影響を受けるおそれがあるもの(以下この条において「事前評価項目」という。)



二 事前評価項目のうち、当該海洋施設の概要及び廃棄海域の状況を勘案し、当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査を行ったもの（以下この条において「海洋環境影響調査項目」という。）

三 海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

四 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海象、気象その他の自然的条件の現況及びその把握の方法

五 当該海洋施設の廃棄をすることにより予測される海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

六 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の結果

七 その他当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関して参考となる事項

（海洋施設廃棄の許可申請書の添付書類）

第十五条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項の環境省令で定める書類は、当該海洋施設が海洋に捨てる方法以外に適切な処分方法がないものであることを説明する書類とする。

（海洋施設廃棄の許可の申請手続の細目）

第十六条 第十二条及び前二条に定めるもののほか、海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項は、環境大臣が定める。

（海洋施設廃棄の許可証の様式）

第十七条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第六項（法第四十三条の四において準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。）の許可証は、様式第六号によるものとする。

（廃棄海域の監視結果の報告）

第十八条 法第四十三条の二第一項の許可を受けた者は、法第四十三条の四において準用する法第十条の九第一項の規定により海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視をしたときは、遅滞なく、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

（許可を要しない海洋施設廃棄の軽微な変更）

第十九条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第四十三条の二第二項第二号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。）

二 第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る変更

三 第十二条第二項第三号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。）

四 第十二条第三項第一号に掲げる事項に係る変更（廃棄海域の汚染状況の監視をする上で効果的であるものを除く。）

五 第十二条第三項第二号に掲げる事項に係る変更（当該変更によって監視の頻度が低くなるものに限る。）

（海洋施設廃棄の変更の許可の申請）

第二十条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海洋に捨てるようとする海洋施設の概要

三 許可の年月日及び許可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 第十四条から第十六条までの規定は、法第四十三条の四において準用する法第十条の十第三項において準用する法第十条の六第三項に規定する海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類及び同項に規定する環境省令で定める書類について準用する。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第十二条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄に関する実施計画を記載した書類

二 第十二条第二項第二号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の位置及び範

囲を示す図面

三 第十二条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類

(海洋施設廃棄に係る軽微な変更等の届出)

第二十一条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要

三 許可の年月日及び許可番号

四 第十九条に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第四十三条の二第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の内容

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第十二条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄に関する実施計画を

記載した書類

二 第十二条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類

(報告の徴収)

第二十二条 法第十条の六第一項、法第十八条の二第一項又は法第四十三条の二第一項の許可を受けた者は、廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告を求められたときは、遅滞なく、これを報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二十三条 法第四十八条第九項の証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令の廃止)

第二条 油等の焼却方法に関する黒煙等の基準を定める省令(昭和五十五年総理府令第五十号)は、廃止する。

(船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める省令の廃止)

第三条 船舶又は海洋施設において焼却することができる油等に係る判定基準を定める省令(昭和五十五年総理府令第五十一号)は、廃止する。

(南極地域の環境保護に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 南極地域の環境保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

(土壌汚染対策法施行規則の一部改正)

第五条 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号及び第二十九条第二号中「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第四号」に改める。  
別表(第六条関係)

廃棄物	排出海域	排出方法
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)第三号第四号イ(3)に掲げる廃棄物	I 海域	次号下欄イ及びハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。
二 廃棄物処理令第三条第四号イ(1)及び(2)並びに廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に掲げる廃棄物(水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。)	II 海域	集中式排出方法(イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。)により排出すること。 イ 比重一・二以上の状態にして排出すること。 ロ 粉末のまま排出しないこと。

<p>三 廃棄物処理令第三条第四号イ(2)に掲げる廃棄物のうち液状のもの、廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもの及び水溶性の無機性のもの並びに同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物</p>	<p>III 海域</p>	<p>ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと。 。 拡散式排出方法（イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。）により排出すること。 イ 海面下に排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 一時間当たりの排出量が二立方メートル以下となるように排出すること。</p>
<p>四 法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂</p>	<p>IV 海域</p>	<p>第二号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。</p>

備考

一 この表において「I 海域」とは、次に掲げる海域をいう。  
イ 次号イに掲げる海域のうち北緯四十度二十分の線以南であり、かつ、北緯四十度の線以北である海域  
ロ 次号ロに掲げる海域のうち東経百四十三度の線以东であり、かつ、東経百四十三度二十分の線以西である海域  
ハ 次号ハに掲げる海域のうち東経百三十四度四十分の線以东であり、かつ、東経百三十五度の線以西である海域  
ニ 次号ニに掲げる海域  
ホ 次号へに掲げる海域のうち北緯四十一度三十五分の線以南であり、かつ、北緯四十一度十五分の線以北である海域

二 この表において「II 海域」とは、次に掲げる海域をいう。  
イ 北緯四十二度東経百四十七度の点、北緯四十二度四十分東経百四十七度の点、北緯四十二度五十分東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十

五度の点、北緯四十一度東経百四十五度の点及び北緯四十二度東経百四十七度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域  
ロ 北緯三十四度五十分東経百四十四度の点、北緯三十四度二十分東経百四十四度の点、北緯三十二度東経百四十一度の点、北緯三十二度三十分東経百四十一度の点及び北緯三十四度五十分東経百四十四度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域  
ハ 北緯三十度三十分東経百三十九度の点、北緯三十度五分東経百三十九度の点、北緯三十度五十分東経百三十五度の点、北緯二十九度五分東経百三十二度の点、北緯二十九度三十分東経百三十二度の点、北緯三十一度十五分東経百三十五度の点及び北緯三十度三十分東経百三十九度の点を順次結んだ線によって囲まれた海域  
ニ 北緯二十四度二十分の線、東経百二十八度二十分の線、北緯二十四度の線及び東経百二十八度の線によって囲まれた海域  
ホ 北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点、北緯三十六度八分東経百三十一度二十一分の点、北緯三十六度十四分東経百三十一度一分の点、北緯三十六度三十分東経百三十一度二十五

分の点及び北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点を順次結んだ線によって囲まれた海域  
ヘ 北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十七度十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十六度五十三分の点、北緯四十度二十六分東経百三十六度四十七分の点、北緯四十三度三十分東経百三十八度五分の点及び北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点を順次結んだ線によって囲まれた海域

三 この表において「III 海域」とは、すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十二度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯

二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。)からその外側五十海里の線を超える海域をいう。

四 この表において「IV海域」とは、すべての海域(本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。)をいう。

-5 . 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し  
必要な事項を定める件

平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号

2の項に掲げる施設において発生したものをいう。

2 建設汚泥 廃棄物処理令第6条第1項第4号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥をいう。

3 有機性汚泥等 廃棄物処理令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち有機性のもの、同号イ(2)に掲げる廃酸又は廃アルカリ、同号イ(3)に掲げる動植物性残さ及び同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿をいう。

4 一般水底土砂 法第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂をいう。

### 第3. 許可申請書の記載に当たっての留意事項

#### 1 申請者の記載に当たっての留意事項

法第10条の6第1項の廃棄物の海洋投入処分をしようとする者(以下「許可申請者」という。 )は、当該廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。 )とする。ただし、一般水底土砂にあつては、港湾又は漁港のしゅんせつその他の一般水底土砂の発生する事業の実施主体が許可申請者となるものとし、廃棄物が中間処理された後に海洋投入処分をされる場合にあつては、当該中間処理を行う中間処理業者が許可申請者となるものとする。

なお、複数の排出事業者が排出する廃棄物が集められ海洋投入処分をされる場合にあつては、当該複数の排出事業者の全員が、当該集められ海洋投入処分をされる廃棄物に係る一の許可申請の許可申請者となるものとする。

棄物の発生の見直し等を踏まえて設定し、記載するものとする。

#### (2) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

海洋投入処分期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量の見込みを記載するものとする。

#### (3) 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

海洋投入処分期間が1年を超える場合にあつては、単位期間(廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第 号。以下「許可省令」という。 )第1条第2項第3号の単位期間をいう。以下同じ。 )において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量の見込みを記載するものとする。

#### (4) 廃棄物の排出海域

許可省令第6条及び同省令別表の規定に従つて廃棄物が排出される海域を緯度及び経度により示すこと等により、分かりやすく記載するものとする。なお、許可省令第1条第4項の規定に基づき、廃棄物の排出海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。

#### (5) 廃棄物の排出方法

許可省令第6条及び同省令別表の規定に従つて採用する廃棄物の排出方法について、図面を用いるなど適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。

### ○環境省告示第 号

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成十七年環境省令第 号)第四条の規定に基づき、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十七年 月 日

環境大臣 小池田千

廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件

#### 第1. 趣旨

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「法」という。 )に基づく廃棄物海洋投入処分の許可の申請手続が適正に行われるよう、必要な事項を定めるものである。

この告示は、海洋環境に関する今後の科学的知見の充実又は海洋環境の保全に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### 第2. 用語の定義

1 赤泥 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理令」という。 )第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち同令別表第3の2の

また、代理人による許可申請の場合にあつては、許可申請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあつては、申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。

#### 2 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の記載に当たっての留意事項

##### (1) 赤泥、建設汚泥及び有機性汚泥等

廃棄物処理令の該当条項を記載するとともに、当該廃棄物の一般的な呼称や発生源を記載する等当該廃棄物の種類を分かりやすく記載するものとする。

##### (2) 一般水底土砂

法第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する一般水底土砂である旨を記載するものとする。

#### 3 廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

##### (1) 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間

廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間(以下「海洋投入処分期間」という。 )は、5年を超えない範囲内で、当該廃棄物の発生量の実績や廃棄物の発生する事業の計画その他当該廃

め、廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 赤泥、建設汚泥及び有機性汚泥等

1) 廃棄物の発生から海洋投入処分に至る過程の概要

廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物の海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。

なお、中間処理をされるものにあつては、中間処理施設に受け入れる廃棄物の発生源又は発生地をできる限り明らかにするとともに、当該中間処理施設において行われる中間処理の内容その他当該中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。

2) 廃棄物の発生量の削減に関する取組（中間処理をされるもの及び家畜ふん尿を除く。）

廃棄物の発生量を削減するため取り組んでいる事項又は海洋投入処分期間において取り組むこととしている事項について記載するものとする。また、当該取組により廃棄物の発生量の削減に及ぼす効果についても記載するものとする。国内外において実用化されている廃棄物の発生量の削減に関する技術（以下「発生削減技術」という。）又は海洋投入処分期間において実用化が見込まれる発生削減技術がある場合において、これらを採用することができない場合は、その理由についても記載するものとする。

当該事業により発生する一般水底土砂が必要最小限度の量であることについて記載するものとする。発生した一般水底土砂のうち、有効な利用がされるものの割合及び海洋投入処分以外の方法により処分されるものの割合について記載するものとする。有効な利用ができないもの及び海洋投入処分以外の方法による処分ができないものについては、その理由についても記載するものとする。

2 廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類の記載に当たつての留意事項

当該書類（以下「事前評価書」という。）には、廃棄物の種類ごとに次に掲げるところにより廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価（以下「事前評価」という。）を実施し、その結果を踏まえ、許可省令第2条各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 赤泥

1) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性

① 廃棄物の特性に関し把握すべき情報

廃棄物の特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

ア 物理的特性に関する情報

4 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たつての留意事項

(1) 監視の方法

第5.1に定めるところにより、監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載するものとする。なお、監視項目は、次に掲げるとおりとする。

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

② 法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準（一般水底土砂にあつては法第10条第2項第5号ロの政令で定める基準。以下「判定基準」という。）への適合状況

2) 海域の状況

(2) 監視の頻度

第5.2に定めるところにより、監視項目ごとに監視をする頻度について記載するものとする。

第4. 許可申請書の添付書類の記載に当たつての留意事項

1 廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載に当たつての留意事項

当該書類には、許可申請に係る海洋投入処分がやむを得ないものであることを明らかにするた

3) 廃棄物の最終処分量の削減に関する取組

廃棄物の最終処分量を削減するために取り組んでいる事項又は海洋投入処分期間において取り組むこととしている事項について記載するものとする。また、当該取組により廃棄物の最終処分量の削減に及ぼす効果についても記載するものとする。国内外において実用化されている廃棄物の最終処分量の削減に関する技術（以下「処分量削減技術」という。）又は海洋投入処分期間において実用化が見込まれる処分量削減技術がある場合において、これらを採用することができない場合は、その理由についても記載するものとする。

4) 海洋投入処分量の削減に関する取組

最終処分される廃棄物のうち、海洋投入処分以外の方法により処分されるものの割合について記載するものとする。海洋投入処分以外の方法による処分ができないものについては、その理由についても記載するものとする。

(2) 一般水底土砂

1) 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性

一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性について、当該事業の根拠となる計画等を踏まえ記載するものとする。

2) 海洋投入処分量の削減に関する取組

により把握するものとする。

③ 廃棄物の特性の総括

事前評価書には、①のアからウに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報を基に、当該廃棄物の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目の選定

廃棄物の種類及び特性並びに許可省令第6条及び同省令別表において規定する排出海域及び排出方法に関する基準にかんがみ、次に掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

① 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

② 海底環境

- ・ 底質の粒径組成
- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ
- ・ 海底地形

- ・ 形態
- ・ 比重
- ・ 粒径組成

イ 化学的特性に関する情報

- ・ 判定基準への適合状況
- ・ 水素イオン濃度
- ・ 判定基準に係る有害物質等以外の有害物質等であって別表第1に掲げるものについて、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準への適合状況
- ・ その他有害物質等に関する情報

ウ 生化学的及び生物学的特性に関する情報

- ・ 有機物質の濃度
- ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性

② 把握の方法

①の情報については、許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該廃棄物に係る試料の分析等を行うこと

- ・ 別表第1に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
  - ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの
- 初期的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

ア 海洋環境影響調査項目の設定

事前評価項目のうち、次に掲げるものを海洋環境影響調査項目（以下「調査項目」という。）とし、事前評価書に記載するものとする。

a 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

b 海底環境

- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ

c 生態系

③ 海洋生物

- ・ 基礎生産量
- ・ 魚類等遊泳動物の生息状況
- ・ 底生生物の生息状況

④ 生態系

- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

⑤ 人と海洋との関わり

- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

① 初期的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあつては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル未満であり、かつ、廃棄物が次に掲げるものに該当しないと認められる場合には、初期的評価を実施するものとする。



家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、調査項目に関し影響が及ぶと予測される海域（以下「影響想定海域」という。）を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

i 水環境に関する項目

アの a に掲げる項目に関し、影響想定海域に、水質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

ii 海底環境に関する項目

アの b に掲げる項目に関し、影響想定海域に、底質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

iii 生態系に関する項目

・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態

・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

d 人と海洋との関わり

・ 漁場としての利用状況

・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

イ 自然的条件の現況の把握

a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

・ 水深

・ 流況

b a の自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価（法に基づく事前評価を含む。以下同じ。）において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門

げる海域等が影響想定海域に存在するか否かについての結果を総括し、事前評価書に記載するものとする。

オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

影響想定海域にウ b i から iv に掲げる海域等が存在しないと認められる場合には、事前評価項目のそれぞれ及び全体として、海洋投入処分により海洋環境に著しい障害を及ぼすおそれはないものと推定することができることから、その旨事前評価書に記載するものとする。

② 包括的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル以上の場合、影響想定海域に①ウ b i から iv に掲げる海域等が存在すると認められる場合又は廃棄物が次に掲げるものに該当すると認められる場合には、包括的評価を実施するものとする。

・ 別表第1に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの

・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等

影響想定海域に、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他の特殊な生態系が存在するか否かを把握する。

iv 人と海洋との関わりに関する項目

影響想定海域に、漁場が存在するか、海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用がなされている海域が存在するか否かを把握する。

c b の調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウ b i から iv に掲

行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

#### ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

i 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにする。

ii 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び人と海洋との関わりに関する項目

による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの  
包括的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

#### ア 調査項目の設定

2) の事前評価項目を調査項目とする。

#### イ 自然的条件の現況の把握

a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ・ 風向及び風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項
- ・ 水深
- ・ 水温、塩分濃度、温度躍層及び密度躍層
- ・ 流況
- ・ 波浪、波の特性その他の海象に関する事項

b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により

a 同種又は類似の廃棄物の既往の海洋投入処分の事例の引用又は解析

b 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析

c 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの調査項目に係る変化の程度については、可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

#### オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

エの調査項目に係る変化の程度の子測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行うものとする。なお、環境基準その他の基準や目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うものとする。

### (2) 建設汚泥

#### 1) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性

##### ① 廃棄物の特性に関し把握すべき情報

廃棄物の特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。

c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

#### エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウにおいて現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該廃棄物に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

③ 廃棄物の特性の総括

事前評価書には、①のアからウに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報を基に、当該廃棄物の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目の選定

廃棄物の種類及び特性並びに許可省令第6条及び同省令別表において規定する排出海域及び排出方法に関する基準にかんがみ、次に掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

① 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

② 海底環境

- ・ 底質の粒径組成
- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ

ア 物理的特性に関する情報

- ・ 形態
- ・ 比重
- ・ 粒径組成

イ 化学的特性に関する情報

- ・ 判定基準への適合状況
- ・ 水素イオン濃度
- ・ 判定基準に係る有害物質等以外の有害物質等であって別表第2に掲げるものについて、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準への適合状況
- ・ その他有害物質等に関する情報

ウ 生化学的及び生物学的特性に関する情報

- ・ 有機物質の濃度
- ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性

② 把握の方法

①の情報については、許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該

にあつては影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル未満であると認められる場合であり、かつ、廃棄物が次に掲げるものに該当しないと認められる場合には、初期的評価を実施するものとする。

- ・ 別表第2に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
  - ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの
- 初期的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

ア 調査項目の設定

事前評価項目のうち、次に掲げるものを調査項目とし、事前評価書に記載するものとする。

a 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

b 海底環境

- ・ 海底地形

③ 海洋生物

- ・ 基礎生産量
- ・ 魚類等遊泳動物の生息状況
- ・ 底生生物の生息状況

④ 生態系

- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

⑤ 人と海洋との関わり

- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

① 初期的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあつては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル未満の場合又は10万立方メートル以上の場合

有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

#### ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

##### i 水環境に関する項目

アの a に掲げる項目に関し、影響想定海域に、水質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

##### ii 海底環境に関する項目

アの b に掲げる項目に関し、影響想定海域に、底質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ

##### c 生態系

- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

##### d 人と海洋との関わり

- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

#### イ 自然的条件の現況の把握

a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ・ 水深
- ・ 流況

b a の自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウ b i から iv に掲げる海域等が影響想定海域に存在するか否かについての結果を総括し、事前評価書に記載するものとする。

#### オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

影響想定海域にウ b i から iv に掲げる海域等が存在しないと認められる場合には、事前評価項目のそれぞれ及び全体として、海洋投入処分により海洋環境に著しい障害を及ぼすおそれはないものと推定することができることから、その旨事前評価書に記載するものとする。

#### ② 包括的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル以上の場合であって影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル以上であると認められる場合、影響想定海域に①ウ b i から iv に掲げる海域等が存在すると認められる場合又は廃棄物が次に掲げるものに該当すると認められる場合には、包括的評価を実施するものとする。

- ・ 別表第2に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの

##### iii 生態系に関する項目

影響想定海域に、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他の特殊な生態系が存在するか否かを把握する。

##### iv 人と海洋との関わりに関する項目

影響想定海域に、漁場が存在するか、海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用がなされている海域が存在するか否かを把握する。

c b の調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

#### エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

#### ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

##### i 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにする。

把握を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

a 同種又は類似の廃棄物の既往の海洋投入処分の事例の引用又は解析

b 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析

c 予測モデルによる数値計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの調査項目に係る変化の程度については、可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

#### オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

エの調査項目に係る変化の程度の予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行うものとする。なお、環境基準その他の基準や目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うものとする。

### (3) 有機性汚泥等

#### 1) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性

・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの

包括的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

#### ア 調査項目の設定

2) の事前評価項目を調査項目とする。

#### イ 自然的条件の現況の把握

a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

・ 風向及び風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項

・ 水深

・ 水温、塩分濃度、温度躍層及び密度躍層

・ 流況

・ 波浪、波の特性その他の海象に関する事項

b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が

ii 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び人と海洋との関わりに関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。

c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

#### エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウにおいて現況の

- ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性
- ・ 生分解性

## ② 把握の方法

①の情報については、許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該廃棄物に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

## ③ 廃棄物の特性の総括

事前評価書には、①のアからウに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報を基に、当該廃棄物の特性を総括し、記載するものとする。

## 2) 事前評価項目の選定

廃棄物の種類及び特性並びに許可省令第6条及び同省令別表において規定する排出海域及び排出方法に関する基準にかんがみ、次に掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

### ① 水環境

- ・ 海水の濁り

## ① 廃棄物の特性に関し把握すべき情報

廃棄物の特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

### ア 物理的特性に関する情報

- ・ 形態
- ・ 比重
- ・ 懸濁物質の濃度

### イ 化学的特性に関する情報

- ・ 判定基準への適合状況
- ・ 油分濃度（油分に関し判定基準が定められている場合を除く。）
- ・ 水素イオン濃度（水素イオン濃度に関し判定基準が定められている場合を除く。）
- ・ 判定基準に係る有害物質等以外の有害物質等であって別表第3に掲げるものについて、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準への適合状況
- ・ その他有害物質等に関する情報

### ウ 生化学的及び生物学的特性に関する情報

- ・ 有機物質の濃度
- ・ 栄養塩類の濃度

- ・ 別表第3に掲げる有害物質等と同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
  - ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの
- 初期的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

### ア 調査項目の設定

事前評価項目のうち、次に掲げるものを調査項目とし、事前評価書に記載するものとする。

#### a 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 海水中の溶存酸素量
- ・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

#### b 生態系

- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要

- ・ 海水中の溶存酸素量
- ・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

## ② 海洋生物

- ・ 基礎生産量
- ・ 魚類等遊泳動物の生息状況

## ③ 生態系

- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態

## ④ 人と海洋との関わり

- ・ 漁場としての利用状況

## 3) 事前評価の実施

### ① 初期的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル未満であり、かつ、廃棄物が次に掲げるものに該当しないと認められる場合には、初期的評価を実施するものとする。

ウ 調査項目の現況の把握

- a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。
- b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。
  - i 水環境に関する項目  
アのaに掲げる項目に関し、影響想定海域に、水質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。
  - ii 生態系に関する項目  
影響想定海域に、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域が存在するか否かを把握する。
  - iii 人と海洋との関わりに関する項目  
影響想定海域に漁場が存在するか否かを把握する。
- c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者か

な海域の状態

- c 人と海洋との関わり
  - ・ 漁場としての利用状況
- イ 自然的条件の現況の把握
  - a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。
    - ・ 水深
    - ・ 流況
  - b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。  
  
なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

掲げる海域等が存在すると認められる場合又は廃棄物が次に掲げるものに該当すると認められる場合には、包括的評価を実施するものとする。

- ・ 別表第3に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
- ・ 当該廃棄物について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの  
包括的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

ア 調査項目の設定

2)の事前評価項目を調査項目とする。

イ 自然的条件の現況の把握

- a 廃棄物の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。
  - ・ 風向及び風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項
  - ・ 水深

ら聴取することにより把握するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウb iからiiiに掲げる海域等が影響想定海域に存在するか否かについての結果を総括し、事前評価書に記載するものとする。

オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

影響想定海域にウb iからiiiに掲げる海域等が存在しないと認められる場合には、事前評価項目のそれぞれ及び全体として、海洋投入処分により海洋環境に著しい障害を及ぼすおそれはないものと推定することができることから、その旨事前評価書に記載するものとする。

② 包括的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル以上の場合、影響想定海域に①ウb iからiiiに

i 水環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにする。

ii 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び人と海洋との関わりに関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。

c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のあ

・ 水温、塩分濃度、温度躍層及び密度躍層

・ 流況

・ 波浪、波の特性その他の海象に関する事項

b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

について分析し、評価を行うものとする。なお、環境基準その他の基準や目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うものとする。

(4) 一般水底土砂

1) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性

① 廃棄物の特性に関し把握すべき情報

一般水底土砂の特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

ア 物理的特性に関する情報

- ・ 形態
- ・ 比重
- ・ 粒径組成

イ 化学的特性に関する情報

- ・ 判定基準への適合状況
- ・ 判定基準に係る有害物質等以外の有害物質等であって別表第4に掲げるものについて、同表に定める物質ごとの濃度に関する基準への適合状況
- ・ その他有害物質等に関する情報

ウ 生化学的及び生物学的特性に関する情報

る海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウにおいて現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

a 同種又は類似の廃棄物の既往の海洋投入処分の事例の引用又は解析

b 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析

c 予測モデルによる数値計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの調査項目に係る変化の程度については、可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

エの調査項目に係る変化の程度の予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度



するものとする。

① 水環境

- ・ 海水の濁り
- ・ 海水中の溶存酸素量（海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に限る。以下同じ。）
- ・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量（海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の熱しゃく減量が20%以上であり、かつ、排出海域が閉鎖性の高い海域その他の汚染物質が滞留しやすい海域である場合に限る。以下同じ。）
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

② 海底環境

- ・ 底質の粒径組成
- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ
- ・ 海底地形

③ 海洋生物

- ・ 有機物質の濃度
- ・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性又は当該一般水底土砂中に生息する主要な底生生物の組成と数量の概況
- ・ 有毒プランクトンによる赤潮が頻繁に発生している海域において発生する一般水底土砂にあつては、当該一般水底土砂中に存在する有毒プランクトンのシストの量

② 把握の方法

①の情報については、許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該一般水底土砂に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

③ 廃棄物の特性の総括

事前評価書には、①のアからウに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報を基に、当該一般水底土砂の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目

一般水底土砂の特性並びに許可省令第6条及び同省令別表において規定する排出海域及び排出方法に関する基準にかんがみ、次に掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載

① 初期的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル未満の場合又は10万立方メートル以上の場合にあっては影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル未満であると認められる場合であり、かつ、一般水底土砂が次に掲げるものに該当しないと認められる場合には、初期的評価を実施するものとする。

- ・ 別表第4に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
  - ・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの
- 初期的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

ア 調査項目の設定

事前評価項目のうち、次に掲げるものを調査項目とし、事前評価書に記載するものとする。

a 水環境

- ・ 基礎生産量
- ・ 魚類等遊泳動物の生息状況
- ・ 海藻及び藻類の生育状況
- ・ 底生生物の生息状況

④ 生態系

- ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

⑤ 人と海洋との関わり

- ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況
- ・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 沿岸における主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

- ・ 沿岸における主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

イ 自然的条件の現況の把握

a 一般水底土砂の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ・ 水深
- ・ 流況

b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

ウ 調査項目の現況の把握

- ・ 海水の濁り
- ・ 海水中の溶存酸素量
- ・ 海水中の有機物質の量及び栄養塩類の量
- ・ 有害物質等による海水の汚れ

b 海底環境

- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ

c 生態系

- ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

d 人と海洋との関わり

- ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況
- ・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
- ・ 漁場としての利用状況

の自然環境の保全を目的として設定された区域、漁場、沿岸における主要な航路が存在するか、海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用がなされている海域が存在するか否かを把握する。

c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウ b i から iv に掲げる海域等が影響想定海域に存在するか否かについての結果を総括し、事前評価書に記載するものとする。

オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

i 水環境に関する項目

アの a に掲げる項目に関し、影響想定海域に、環境基準のうち水質の汚濁に関するものが確保されていない海域その他の水質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

ii 海底環境に関する項目

アの b に掲げる項目に関し、影響想定海域に、底質の著しい悪化が認められる海域が存在するか否かを把握する。

iii 生態系に関する項目

影響想定海域に、藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域、熱水生態系その他の特殊な生態系が存在するか否かを把握する。

iv 人と海洋との関わりに関する項目

影響想定海域に、海水浴場その他の海洋レクリエーションの場、海中公園その他

ア 調査項目の設定

2) の事前評価項目を調査項目とする。

イ 自然的条件の現況の把握

a 一般水底土砂の排出海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ・ 風向及び風速、暴風雨の発生状況その他の気象に関する事項
- ・ 水深
- ・ 水温、塩分濃度、温度躍層及び密度躍層
- ・ 流況
- ・ 波浪、波の特性その他の海象に関する事項

b aの自然的条件の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

c bの調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集又は整理、既往の海洋投入処分の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用により行うことを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができるものとする。

エ 調査項目に係る変化の程度及び変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、ウにおいて現況の把握を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- a 同種又は類似の一般水底土砂の既往の海洋投入処分の事例の引用又は解析
- b 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解

影響想定海域にウ b i から iv に掲げる海域等が存在しないと認められる場合には、事前評価項目のそれぞれ及び全体として、海洋投入処分により海洋環境に著しい障害を及ぼすおそれはないものと推定することができることから、その旨事前評価書に記載するものとする。

② 包括的評価の実施

海洋投入処分期間（海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間）における海洋投入処分量が10万立方メートル以上の場合であつて影響想定海域の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル以上であると認められる場合、影響想定海域に①ウ b i から iv に掲げる海域等が存在すると認められる場合又は一般水底土砂が次に掲げるものに該当すると認められる場合には、包括的評価を実施するものとする。

- ・ 別表第4に掲げる有害物質等が同表に定める物質ごとの濃度に関する基準を超えて含まれるもの
  - ・ 当該一般水底土砂について既に知られている生物毒性にかんがみ、海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがあると認められるもの
- 包括的評価は、次に掲げるところにより実施するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報を基に対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。

ウ 調査項目の現況の把握

a イにおいて把握した自然的条件を基に、影響想定海域を設定する。

b 調査項目のそれぞれについて、次に掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

i 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにする。

ii 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び人と海洋との関わりに関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。

廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿その他の廃棄物の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあつては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

2) 海域の状況について

① 初期的評価を実施したものである場合

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより把握するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

析

c 予測モデルによる数値計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの調査項目に係る変化の程度については、可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

オ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

エの調査項目に係る変化の程度の予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行うものとする。なお、環境基準その他の基準に目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うものとする。

第5. 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する留意事項

1 監視項目に係る監視の方法について

監視項目に係る監視の方法は、廃棄物の種類ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 赤泥

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

判定基準への適合状況について、定期的に確認するものとする。

2) 海域の状況について

① 初期的評価を実施したものである場合

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより把握するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

② 包括的評価を実施したものである場合

包括的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った上で変化の程度の予測を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

ウ 海水の濁り、海底の汚れ及び海底の地形の変化、魚類等遊泳動物及び底生生物の生息状況その他の調査項目に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認

② 包括的評価を実施したものである場合

包括的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った上で変化の程度の予測を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

ウ 海水の濁り、海底の汚れ及び海底の地形の変化、魚類等遊泳動物及び底生生物の生息状況その他の調査項目に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認

エ 海水、堆積物及び底生生物その他の試料の採取による確認

(2) 建設汚泥

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿その他の廃棄物の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

① 初期的評価を実施したものである場合

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより把握するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

② 包括的評価を実施したものである場合

包括的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った上で変化の程度の予測を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

ウ 海水の濁り、魚類等遊泳動物の生息状況その他の調査項目に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認

エ 海水その他の試料の採取による確認

(4) 一般水底土砂

エ 海水、堆積物及び底生生物その他の試料の採取による確認

(3) 有機性汚泥等

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿その他の廃棄物の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあつては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

2) 海域の状況について

② 包括的評価を実施したものである場合

包括的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った上で変化の程度の予測を行った調査項目のそれぞれについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

ウ 海水の濁り、海底の汚れ及び海底の地形の変化、魚類等遊泳動物及び底生生物の生息状況その他の調査項目に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認

エ 海水、堆積物及び底生生物その他の試料の採取による確認

2 監視の頻度について

監視の頻度については、廃棄物の種類ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 赤泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

許可の有効期間において、1年に1回（許可の有効期間が1年に満たない場合にあつては、当該許可の有効期間において1回）の頻度で、その時点までに海洋投入処分をした廃

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

廃棄物排出船に備え付けられている廃棄物処理記録簿その他の海洋投入処分の実績について記録した書類を基に、海洋投入処分をした一般水底土砂の数量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、一般水底土砂が発生する過程を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあつては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

2) 海域の状況について

① 初期的評価を実施したものである場合

初期的評価を実施する際に設定し現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより把握するものとする。

ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理

イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

許可の有効期間において、1月に1回の頻度で海洋投入処分をしようとする廃棄物の判定基準への適合状況について確認をするものとする。

2) 海域の状況について

- ① 当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適当な時期に監視を行うものとする。
- ② 許可の有効期間が3年を超える場合にあっては、①の監視に加え、①の監視までの間に、中間的な監視を行うものとする。

第6. その他の留意事項

- 1 赤泥、建設汚泥、有機性汚泥等及び一般水底土砂以外の廃棄物については、当該廃棄物の種類及び特性を勘案し、第3. から第5. までに定めるところに準ずるものとする。
- 2 海洋施設からの廃棄物海洋投入処分については、第2. から第6. 1までに定めるところに準ずるものとする。

別表第1 (赤泥関係)

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	検液1リットルにつき クロロフォルム0.8	ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 、ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法

棄物又は一般水底土砂の数量を1に定めるところにより確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

許可の有効期間において、1年に1回(許可の有効期間が1年に満たない場合は、当該許可の有効期間において1回)の頻度で1に定めるところにより確認するものとする。

2) 海域の状況について

- ① 当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適当な時期に監視を行うものとする。
- ② 許可の有効期間が3年を超える場合にあっては、①の監視に加え、①の監視までの間に、中間的な監視を行うものとする。

(2) 建設汚泥

1) 海洋投入処分の実績に関する事項について

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

許可の有効期間において、1年に1回(許可の有効期間が1年に満たない場合にあっては、当該許可の有効期間において1回)の頻度で、その時点までに海洋投入処分をした廃棄物の量を確認するものとする。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

① 有機性汚泥等(廃酸及び廃アルカリを除く。)

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	試料1キログラムにつき クロロフォルム8ミリ グラム以下	ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 、ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法 又はページ・トラップーガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	試料1キログラムにつ きホルムアルデヒド3 ミリグラム以下	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩 誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

備考 検液の作成は、産業廃棄物検定方法に準じるものとする。

② 廃酸又は廃アルカリ

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	試料1リットルにつき クロロフォルム8ミリ グラム以下	ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 、ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法 又はページ・トラップーガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	試料1リットルにつ きホルムアルデヒド3ミ	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩 誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

	ミリグラム以下	又はページ・トラップーガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	検液1リットルにつ きホルムアルデヒド0. 3ミリグラム以下	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩 誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

備考 検液の作成は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号。以下「産業廃棄物検定方法」という。)に準じるものとする。

別表第2 (建設汚泥関係)

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	検液1リットルにつ きクロロフォルム0.8 ミリグラム以下	ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 、ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法 又はページ・トラップーガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	検液1リットルにつ きホルムアルデヒド0. 3ミリグラム以下	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩 誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

備考 検液の作成は、産業廃棄物検定方法に準じるものとする。

別表第3 (有機性汚泥等関係)

	リグラム以下	
--	--------	--

備考 検液の作成は、産業廃棄物検定方法に準じるものとする。

別表第4（一般水底土砂関係）

項目	判断基準とする濃度	分析方法
クロロフォルム	検液1リットルにつき クロロフォルム8ミリ グラム以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法 、ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法 又はパージ・トラップーガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	検液1リットルにつき ホルムアルデヒド3ミ リグラム以下	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩 誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法

備考 検液の作成は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物等に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）に準じるものとする。